

大江匡房

山口昌男

(札幌大学学長)

- 第一章 家系
- 第二章 生涯
- 第三章 性格
- 第四章 宗教

第一章 大江家の家系

或る個人の生き方は必ずしもそれ限りのものではない。それは必ずや歴史的諸条件を通じて時代につながり、様々な伝統を通じて過去・未来につながる。即ち云い換えればこの二者によって深く規定されるという事になる。個人

が停滞し形式化した社会の中に深く埋没していた平安朝にあってそれは一層大きな位置を占めたのはいうまでもない。伝統は常に歴史的諸条件によって破られ変貌を遂げなければならないのに、この社会は或る意味では歴史から遊離して抽象的に自己運動を遂げていたのであるから、伝統はこの社会にあっては更に強固に個人を支配した。その伝統の中で個人にとって最も直接的なものが族的なそれであった。しかし中小貴族に於ける家族的伝統は古代貴族社会にあって大貴族間に自己の存在意義を主張するために確立した生存の最も確かな場であった。大江家の場合はそれが紀伝道であった。この文章道を足懸りとして始めて廟堂にその位置を占める事が出来たし、又それを除いては何者でもあり得ないという一つの特権でもあった。そしてそれは同時にあらゆる意味で中小貴族としての大江氏を規定した。すなわち、伝統が、歴史の中における或る個体の生存のための最も確かな型式の抽象化されて時間を超越して逆にそれに拠るものを規定づける物、という風に解すれば、大江氏における文章道の意義が明らかになると思う。即ちそれが歴史的諸条件に対応した個々の生き方の集積したものである限りその伝統の中で開花した可能性を考える事は我々の取り上げる個人がそれ以外の場から出て来たものでないという事に於て一つの前提的な設定になろうと思う。これが大江匡房を取り上げるに先立ってその家系の概観を試みる理由である。

大江氏はもと土師宿禰といい、桓武天皇の外祖母の一族であるために延暦九年十二月の勅によって大枝朝臣の姓を賜わった（続日本紀、卷四十、桓武天皇延暦九年十二月朔日条）。

江家が大江的性格を持って歴史上に登場して来るのは音人に始まると云ってよい。大江及び音人の概観は公卿補任が結局要を得ている。

「左京人。先祖本姓土師。延暦天子以外戚。改為大枝。至音人改稱為江。平城天皇曾孫。阿保親王孫。備中介正六

位上大枝本主一男。母中臣氏（阿保親王侍女）（清和天皇貞観六年）というのが大江氏に関する最も基本的な所だろう。音人について更に詳しくは「天長十年文章生に承和四年に文章得業生に挙げられ、この間菅原清公に師事した。同十二年献策、嘉祥三年東宮学士に任じ、惟仁親王（清和天皇）に侍し、後右大弁に転じ参議に任じ、従三位に叙した。この間清和天皇に史記を侍読した。政体に政事を諳じ、朝廷に疑義ある毎に諮問に預り、春澄善繩、菅原是善と共に「在朝之通儒」とせられ、文章を以て相許した。又文章院東曹司を創め、大江家家学の祖とされた。檢非違使別当の時長岡京の獄を平安京に移し、食物を作つて行路の人に与えた等の事蹟もある。又、撰政藤原良房の家人となり顧問に備はつた。」という桃裕行氏の説明にすべてが尽されて^{*}いて付会すべき事はない。

音人以後大江の家系は大きく言つて二つの過程を取る。即ち（A）全く学問流として文章道の伝統の主流を形成したもの、（B）宮廷官僚を兼ねながらも余り華やかでないにしても学問的な位置は確保したもの、（C）全くの下層官人か地方官の系譜をたどつたもの、などである。

即ち千古・玉淵・公朝の三系に分流した中で千古流は云うまでもなく（A）の過程を取り、玉淵流はわずかに朝綱を出しながら大体（B）の過程をたどり、公朝流は全く受領と下層官人の系譜（C）をたどつたことは無理もなく云い得るであろう（系図参照）。

しかしここで我々が問題にするのは千古流である。千古流はその後の発展的な位置から考えて江家の主流と見做してよいと思うし、この家流は中流貴族として典型的とも云い得る二つの方向を持ったからである。

千古には維明・維望・維時の三子があつたが、維望は夭折したらしくその子孫はない。而して維明・維時の系列を比較するときに、我々は維時の家流は大体に於いて宮廷の学者官僚としてその位置を保つて行つた事を知るが、

一方維明流は以言を除いて学者は全く出して居ない。純粹な系譜をたどって見ると仲宣（大隅守）―清言（從五位下・薩摩守）―公資（從四位下・遠江守）―広経（伊勢守・遠江守）―公仲という系列をみてもわかる通り、中央の官途に望みを断って、地方官としての自家発展の道を撰んだものの様であるが、大隅・薩摩から遠江・伊勢へと後に下るに従って近国を拝任しているのも暗示的である。広経の代の所領が判明しているので列記すると、

(一) 先祖相伝

(イ) 山城国石田

(ロ) ヶ 梅津

(ハ) 大和国山口荘

(ニ) 相模国早川牧

(二) 広経の時代獲得

(ホ) 伊勢国領田二十二町（在任之間、限価直所買得）

(ヘ) 山城国藤泰荘（從僧春照之手、負物之代所被伝領）

(ト) 撰津国河埒荘（元者、天安寺領）

(チ) 遠江国小高荘（從本主之手、相副調度文書、所被伝領）

の八ヶ荘を領有し、典型的な受領家として豊かな経済力を蓄えていたものと思われる。広経の子公仲時代の京中の所領を見るに、

(一) 坊城地壹町 在左京四条一坊二町（右件地、元者故土佐前司忠季入道領也）

(二) 美福地耆町 (在左京七条一坊八町、建三間四面屋一字)

(三) 西三条地耆町 (在右京三条一坊六町、建三間四面屋一字)

(件式箇所 (二) (三)、先年之比、各従領主手、限価直所買得也)

という広大な土地の所有者でその発展は止まる事を知らなかったものの如くであり、更に(三)の所領に到っては「伝領之後、建屋栽樹、堀池酒泉、屢為避暑納涼之地」という余裕の程を示している。これは「備後守致忠(元方の男)閑院を買ひて家と為す。泉石の風流を施さんと欲ふに」という江談抄の記事を想起するなら思い半ばに過ぐるものがある。^{*3}

斯くの如く律令官人社会での望みを家格(藤原氏に対する中流貴族というほどの意)の上からも、それに代置させられる学問的伝統の面からも放棄した維明流は兎に角地方官としての位置を開拓して並々ならぬ実力を備えるに至っているのであるが、一方文章家の伝統を形成した維時流は確かに、斉光・匡衡・定基・為基・挙周・匡房と全き学問流として平安朝宮廷にその位置を占め得た。しかしこの代償として来るものは一般的な窮乏であって、下降期の官人社会にあつては下級官僚は勿論中流のそれも甘受せざるを得ない道であつた。

我々はここで維時流について簡単にたどつて見たく思うものであるが、前述の如く我々として決して江家に於ける文章道の伝統をこの流に狭く限ろうと思つものではない。玉淵流にしても前述の如く朝綱をはじめ澄明・通直・佐国・通国を出している。がこの流が前述の如く数多くの主流的な学者を出し匡房の後もその伝統を継承した事と相伝の文書の所在(袋草子)から一応大江的なものの典型として取り上げるのである。

千古の第三子維時は、文章生として挙げられ、策試して秀才を経、蔵人に補せられた。延喜・延長の間、大学助

文章博士を経た後に式部少輔となり、天慶の始め大学頭に任ぜられ式部大輔東宮学士を経、天曆四年参議となり九年従三位に叙せられ、天徳中中納言に補せられた。又撰政藤原忠平の家人として顧問に備わった。という経歴が示す如く、延喜・天曆の律令国家の（表面的なものではあるが）最盛期に遇い、氏族独占が未だ緩慢な段階で、殊に文章・格式が政治体系の装飾として華やかにその位置を占め、政治の機能と学問のそれが重複したかの時点で学者官僚維時が中納言にまで至り得たのは敢えて異とするに足らない。この時点にあった大江一族はその外朝綱・齊光共に参議にまで至っている。

しかし藤氏外中小貴族の比較的順調な時代は大体、花山・一条天皇あたりを軸に大きく揺れる。そして宮廷官職の藤氏そして九条一門に依る独占はこれらの貴族にとっていわば頭打ちの状態をもたらした。この時期の学者官僚の典型を我々は大江匡衡に見出す。その経歴をたどれば、七才にして始めて書を読み、九才にして詩を賦し、学を祖父維時に受けたが、長ずるに及び博洽にして当時及ぶもの無く和歌を能くした。天延中文章得業生に挙げられ秀才に補されて、天元二年対策して尋いで右衛権尉に叙せられ、檢非違使となる。永観・永祚の間、累に甲斐権守・弾正少弼を経て、文章博士に遷り、従五位に進んで帝の読書に侍し、正暦中次侍従に補せられ尾張権守を兼ね、長徳中越前権守・東宮学士を兼ね、式部権大輔となり、長保中正四位下に至る。寛弘に丹波守を兼ね侍読となり長保元年に卒している。という経歴はどちらかというところ「官途沈滞」という言葉そのままにあてはまるわけである。このような逆境は匡衡の生き方を或る意味ではゆがんだものにした。即ち本朝文粹には彼匡衡の上申した官職申請状が数多く収載せられてあるが、装飾的な誇張はあるにしても「貧而楽道、未兼温官、賤而嗜文、難耐寒苦。家徒四壁、恥文籍之漸散」（申弁官左右衛門権佐大学頭等状）、「方今黄河雖清身猶沈、玄渙雖洽独有恥。累祖相伝之書、家荒而

風雨難避、老母愁遺之命」(申越前尾張等守状)の窮状を経験しなければならなかった。儒者の誇りも捨てて、備中介の申請状を書くなどと言う事は文章の装飾・形式化した平安朝にあつても、それ相応の窮状を背景にしないでは無く為し得ない事であるから、これをあながちに虚妄として捨てざる事は出来ないであろう。この申請は受容され難しと見るや更に不満をその中に胚胎する。「夫儒者任受領者、往聖重道之時例也。儒者不任受領者、近代輕文之時例也」(申備中介状)とか「応和之侍読中納言大江維時卿者、陪帷幄昵近天顔。皆是倭漢之聖主明王之崇文嚴師之異賞殊私也」(申美濃守状)と開き直る如き託ち言を附託するに至る。と同時に「少年誤好文学。是一夢誤一生之比也」(返送貞觀政要於藏人頭藤原行成朝臣状、以上本朝文粹)と己れの学問の主体の欠如まで暴露する。であるから匡衡の場合その窮状と相俟つて、学問的求道に裏付けられた節操感などと言うのは全く有り得よう筈はなかった。それは撰関家に対する彼の卑屈な位置にはつきりと読みとることが出来る。宮廷は既に栄達の場合でなかった事から「昔高祖父江相公、為忠仁公之門人、備顧問、祖父江中納言、為貞信公之門人、備顧問、皆蒙不次之賞、列卿相、今匡衡為相府之家臣、時々備下問、有所發明」(江吏部集、中)の如くその場を撰関に求めた事は匡衡として例外ではなかった。御堂関白記には道長が匡衡に命じて上表文を氣に入る迄書き直させた事が記されているが、そこには儒者としての誇りもなく只撰関家に召し仕える一人の文造りの姿を見るだけであり(御堂関白記、中)、匡房の後三条天皇に対した如き⁴或る種の自負の片鱗さえ窺われない。

「左相府尊閣者、希代栄貴之器也、居戚里為王者之親舅、入法門為如来之弟子、遊文場為花月之主、在朝廷為社稷之臣、外孫則鳳、作王子聖日照帝梧之枝、長男則龍、作納言家風期台槐之葉」(江吏部集、上)。この齒の浮くような讃辞が彼の撰関に対する屈従のすべてを語っているし、挙句の果ては「沐浴恩波載德音、自馮相府好文深、幸当

下問不停滯、一字千金万々金」(江吏部集、中)との卑屈な誇りに安住する外はなかった。それは藤岡作太郎博士をして「阿諛便佞上に諂ひ、後学微官を虐ぐる事甚しく一進一退喜憂交々に至る。天子の腐儒、博学の小人、古今東西曲学阿世の士多しといへども匡衡を以てその頭領に推す可し」と云わしめたのは決して藤岡博士の言い過ぎと見過ごせないものがある。只我々はこれを匡衡個人の頹廢と断ずる先に、平安朝貴族社会の政治的行きづまりの一つの副産物として把握すべきであり、事は当然匡衡に止まらなかつたという事に留意しなければならぬ。

匡衡のこの位置はそのまま「右成基者、中納言贈従二位維時卿孫、参議正三位左大弁齐光卿男也。家門久伝累葉之儒風、父祖共忝三代之侍読。是以成基自幼日至丁年、入趨丹墀、出遊黌舍。以非藏人期待中、以学問料待茂才。而去年正月、不慮之外、被拜当職、両箇所望、一不相諧。爰愍成基之不幸者、故不称司馬、為増其愁也。嘲成基之数奇者、皆呼曰窮鳥、為示其恥也。」(為大江成基申請司助状)という成基にも「及至其見献策之後、不給官班、空預爵級、当職之中、不給兼官、空経多年、莫不誠子孫之人、噬臍而嘲辱、慕声誉之者、返脣而叱呵。」(申弁官并左右衛門権佐状、以上本朝文粹)と書かなければならなかつた以言にも通ずるものがある。しかし以言は必ずしも匡衡とは同じ方向をたどらなかつた。以言の久しい沈滞を見た一条天皇がこれを進擢しようと欲した所撰政道長が之を阻んだので以言は慍つて「鷹鳩不変三春眼、鹿馬可迷二世情」という詩を作つたという逸話が伝えられている(古事談、第六)。この以言が「方今会之故旧、人数不幾。或是散員、或亦無官。何況党結之徒、貧而楽道之人而已。彼專一城者、是使君也。」(勸学会所贈日州刺史橘倚平牒、本朝文粹)という貧窮儒者の勸学会に参加していたのは注目される。この浄土業の営みが単に知的興味によつてのみ触発されたものでないであろう事は云う迄もない*。

又定基にしてもその出家の動機は全く個人的なものに依ると今昔物語の有名な説話で語り尽されている如くであ

るが、⁷匡衡的な意慾が内向すれば当然宗教にその安らぎの場を見出す事が考えられ、その厭世観の裏には矢張り単に仏教的な無常観だけでは説明し切れないものがあつたのではなからうか。この位置は以言とも無関係ではない様に思われる。

父匡衡の執筆を振つた申請、⁸母赤染氏の道長への懇願にその官歴を始めた挙周も匡衡以上に出るものではなかつた。即ち和泉守を経て長和四年東宮学士となり、後一条天皇龍潜の日、侍読となり、大学頭、式部大輔に累進して永承元年卒している。この経歴も示す通り学者としての限界を少しもはみ出さないで、どちらかという地味な生涯であつた。彼の場合も宗教的には純粹であつたかの如くであり、続本朝往生伝にも「素好仏、毎見仏像、必歎流涕」と記されている。この様に、当時の中小貴族にあつてその不安定な位置を軸として、意志が外向すれば匡衡の如き方向を執り、内向すれば多かれ少なかれ宗教的世界に沈潜せざるを得なかつた様に思われる。匡衡について云えば彼自身の文飾的表現になる極めて儀式的なもの以外に宗教的回心を示すものが少しも伝えられていないのも興味深いことである。¹¹

この匡衡の系譜をひくのは時棟であろう。「御堂関白〔道長〕物へおはしけるに。道に荷負馬の先に立たる小童の手に文をさ、げてよみけるをあやしとおぼして。ちかくめしよせて御らんじければ。目に重瞳有て。いみじく賢き相のしたりければ。やがてめして匡衡につけて。学文を」(十訓抄、第三不可侮人倫事)せしめ遂には河内・三河守に至つた時棟が「時棟は全らもつて経を読まず。ただ理趣分ばかりを清範に受け習ふなり。観音をばくわんいと読むなり」(江談抄、第二)と伝えられているのもけだしその出自を考えれば敢て異とするに足らないであろう。

匡房の父成衡の場合は匡房によつてかなり精しく伝えられている。即ち「先考〔成衡〕無才」(江談抄、第二)で

あつたから、廟堂に於いては学者としても匡衡程の位置をも占める事は出来なかつたであろう。「信濃守、大学頭、従四位」(尊卑文脈)も只家系の延長として与えられたに過ぎなかつたものと思われる。従つてその生涯も「常に累代の文書を披きてその朽ち損じたるを修理し、皆悉くに捺印し、重んずること極まりなし。ある人問ひて云はく、「何故かくのごとくなる」と問ひければ、「弊身は江家の文預かりなり」とぞ命せられける」(江談抄、第一)といふつつましやかな橋渡的な役割に甘んじていた。外的な活動を示す記録が彼に関しては少しも遺されていないところからみても実際その匡衡が冷淡に云い切つた如く無能であつた様であり、その生涯は纔かに伝家の文書の保存・整理の範囲を出るものでなかつた事はほぼ想像せられる。その成衡が矢張り「亡考は道心堅固なる事、他事にあらず。よくよく仮有るてあへてもつて懈らず。しかりといへども自らはしからず。彼は道心堅固なる事、他事にあらず。よくよく仮有るか。またはすこぶる信心ありといふべし。常に頸紙差さぬ水干の、法師の衣のごとくなる、結紐にて五十ばかりつらぬきたる珠誦を持ちて、精進を論ぜず、葷腥を食らふといへども、「先師助け給へ」と云ふをもつてその口実と為す」という日々を過ごした事は我々の関心をよぶ(江談抄、第一)。

我々は決して宗教の契機のすべてが現世的な不遇にありとするものではないが、無常感が現実のものとして受け容れられていない時点にあつて、中下級貴族の仏教受容の一つの媒介が現世的な無力感に無関係でないという事を江家の伝統から推し量り得る。

我々は大江の家系を大きく二つの方向からたどつて来た。即ち文章道の伝統を確立し廟堂にその位置を求めたものと、受領家の方向をたどつたものがそれであり、前者は藤原氏の官職の独占と共に次第にその位置をせばめられ窮乏化して行く。そしてそれと並行的に宗教的な場に一つの安定を求めて接近する。一方後者は受領として経済力

を蓄え広大な所領を所有するに至った。その各々の方向で中小貴族の可能性を追ったものと言えよう。しかしこの時点で両者を兼ね備える事は不可能であつたと云い得る。前者は廟堂に執着拘泥したが為に。後者は伝統の欠如のために。

匡房の生涯はこの二つの方向を統一した形で営まれた。それは如何にして可能であつたのか、この可能的条件を時点性と匡房における特殊性の中に求め、院政期直前及び初期の貴族社会の特殊条件を匡房の裡に統一的に把握しようとするものである。

第二章 生涯

大江匡房の幼年時代はその神童の喧伝に始まる。今我々はその頃の匡房を知る手懸りとして、彼の晩年の筆になる「暮年記」を持つのみであるが、それによると「四歳始読書、八歳通史漢、十一賦詩」という早熟さで「世謂之神童」と彼自らも記しているから凡そ自負の程が窺われる。次いで源師房に「雪裏看松貞」の題を与えられた時、「筆不停滞」して師房を深く賞嘆せしめたとあり、更に続古事談に依れば「マコトニ優ノ事也トテ、コノ詩ヲ内ニモチテ参テ御覧セサセラレケレハ、叡感アリテ、学問料給ハリケリ。コレヨリ名誉サカリナリケリ」（続古事談、第二、臣節）とある如く既に十一才にして後冷泉天皇の目にとまっていたことが知られるのである。又暮年記には宇治前大相国「藤原頼通」をも感嘆せしめた事が続いて記され、頼通が彼を見て「地を履みて人を躐え」て必ず大位に至ると述べたとある。

而して肥前守長国、大学頭明衡、文章博士定義、源経信、肥後守時綱、伊賀守惟宗、掃部頭佐国、式部大輔実綱、右中辨有信等が各々匡房の詩文を深く嘆賞した事が書き連ねてあるが、これによつても既に幼少にあつてその才学に於て人に擢んで遍く知られていた事が推察されるのである。

又関白頼通が平等院を宇治に創め師房と往つて規度した時、大門が北に向いていたので頼通は師房に寺門の北に向う例があるかと問うたが、師房は「私は知らないが車の後に乗っている匡房はこれらの事由に通じているから問うて見ましよう」と試みて問うた所が匡房は即時に天竺の那蘭陀寺、震旦の西明寺、本朝の六波羅寺は門が北に向いている由申し上げたので頼通が驚嘆した逸話が十訓抄、古事談に伝えられている。

その後東宮学士に至るまでの経歴は公卿補任に拠れば、天喜四年に文章得業生（給料）に補せられ、その翌五年に丹波掾になつてゐるが、此の様に得業生のまま外官に任ぜられるのは当時の通例であつた事¹²と十六才という年齢から考へて実際に赴任したものかどうかは危ぶまれる。次いで康平三年二月には治部少丞、三月には式部少丞に任ぜられ、七年には従五位下に進んでいる。（同時にこの年に対策している。）

東宮学士に任ぜられたのは治暦三年であるから今鏡の有名な遁世の意思表示の条はこの前後の事と思われる。即ち後三条院が「東宮にをはしましける時、中納言まさふさまた下らうに侍けるに、よをうらみて山の中にいりて、よにもましらしなど申ければ、つねたうときこゑし中納言の、われはやむことなかるへき人也、しかあらはよのため、みのため、くちをしかるへしといさめければ、宇治〔頼道〕のおほきをと、心えすおもほしたりけれと、（後略）」（卷一すへらきの上、つかさめし）という間の事情に我々は学才に比して世に容れられなかつた匡房の不満を讀むことが出来るし、前章に考へた如く藤原氏の進出に依る学者層の一般的な停滞を考へれば、この出家への意志

も了承する事が出来るのではなからうか。又これと時を同じくして、藤原氏外の皇子として露骨な圧迫を享けて第二の小一条院にまでなりかねなかつた後三条天皇にこの匡房が接近したという事は、以後の匡房の政治的生活にあつて決定的なものとなつた。それにしても父成衡の政治的沈滞によつてもたらされたらしい窮乏は簡単に匡房の身辺からは去らなかつたらしく、前述の今鏡の文章に続いて、「東宮にまいり給ければ、宮もよろこはせ給て、やかに殿上して、人のよそひなとかかりてそふたにもつきける、さてよるひるふみのみちの御ともにてなん侍ける」とあるのは当時の匡房の貧困をはつきりと物語るものである。

治暦四年四月十九日、後冷泉天皇崩じ、即日後三条天皇受禪と同時に藏人に補任せられた。この事は後三条天皇と匡房の緊密な關係を明らかに示しているものと思われるが、更に「つかさもなくて五位の藏人になりたりければ、藏人の式部大夫とてなむ、あきたるにしたかひて、中務のふにそなり侍ける」（今鏡前述）の如く匡房の政治生活における華やかさが一応ここに開花したといつてよいであろう。即ち同年七月八日中務大輔、更に即位と学士の勞により正五位下に叙せられ、翌延久元年には左衛門権佐、再び東宮学士にと任ぜられている。この年の三月二十三日には新立莊園整理令が發せられるのであるが、匡房は十二月二十七日に右少弁に任ぜられて、以後後三条天皇施政中は、「正家、匡房とて、時にすぐれたるひとつかいはかせなるに、まさふさはあさゆふさふらひけり」（今鏡前述）とある如く藤原実政・藤原正家と並んでその学者官僚の一人として不可欠の存在となつた。

此處で我々は当然後三条施政の中心課題である莊園整理策に対する匡房の位置について言を及ぼさなければならぬ。

戦後の研究でこの政策の背後に所謂受領層の存在が提出されるに至ると共に其處から出發して延久年間の莊園整

理文書に屢々見られる匡房の署名を重視する見解が現れて来た。林屋辰三郎氏の「いわゆる後三条天皇親政の蔭に受領層の存在を疑うことが出来ない。況してこの時に記録所の寄人を代表し、つねにその整理文書に辨として署名したものが他ならぬ備中介大江匡房であり、(中略)当時における典型的な受領気質の持ち主であった」というのが代表的な見解であるが、これに関しては既に橋本義彦氏がその署名は大夫史小槻宿禰孝信と同じく弁官として果している以上の意義を附与することは出来ないとその一部を反駁して居られるが、ここで考察を進めるために問題を整理するならば、林屋氏は(A) 莊園整理策は受領層の要望になるものであることを、国司と莊園領主の対立・抗争を背景に愚管抄の「莊園諸国ニミチテ受領ノツトメタヘガタシナト云フ、キコシメシ」という記事を直接の手懸りとして推定せられ、(B) その有力な推進者として「他ならぬ備中介大江匡房」をその署名を根拠としてとりあげられる。ここで(A)の受領が主体的推進者であったという事に関しては決してこれを否定すべき理由をもたない。しかし(B)の匡房が「受領」としてこの政策に参画したかという事は自ら問題を異にする。即ち匡房が「受領」である「備中介」に任ぜられたのは、後三条親政の殆んど終期に近い延久四年四月二十六日である。匡房の地方官は得業生時代の慣習的な丹波掾は別としてこの備中介が最初のものである。それ故延久四年以前に於ては少くとも「受領」的要求は持ち得ないという事になる。ところが匡房は延久三年六月三十日の紀伊国薬師寺などの莊園整理関係の文書に署名している。^{*18}ここに於て我々は大江匡房は決して「受領」としては延久元年の券契所設立に關係してはいなかったであろう事及びその署名を決して「受領」として執行なつたものではないという二つの事実を確かめることが出来た。然らば此処で当然更に林屋氏が意識的にとり上げて居られる「備中介」なる官職の実質が問われねばならない。匡房の場合この備中介は兼官である。而してこの介という官職はこの時代では参議に至るもので兼ね

ていないものは殆んどなく、源俊房（近江権介）、顕房（近江介・周防介）、藤原師忠（美作介・近江介）、師通（近江介）でさえ兼帯している事からいっても、匡房の場合のみを特にこれをもって意識的に受領的と規定しなければならぬ理由はない。律令制度の弛緩したこの時点にあって守はいざしらず介等の殆んど無実化していたと考えられる官が果して受領意識と提起しうる程実務的な官職であったとは考えられない。又「受領」「受領層」「受領的」なる概念にしても林屋氏自身「平安時代中期以降、地方制度漸く乱れ、単に公廨を受くる為め、遥授兼任のもの多くなりしを以て、實際其国に赴きて、吏務を執る主席のものなるべし」（『国史辞典』該項）の八代国治博士の説を肯定せられつつ、「徴税の時期に及んで慌しく下国し、その吏務の実質を受領すれば、それ以外の時期に於ては国守でありながら在京した」^{*10}地方官として捉えて居られる。介は当然及ぶ可くもないかの如き記述である。であるから匡房の延久四年の備中介任命をもって受領的と規定する事及びこれをもって整理策に対する主体的意義を附与しようとするには余りに根拠薄弱だと云わねばならない。

斯くの如く匡房はこの時期に於て後三条天皇の政策に対して受領としての要望を持ったとは考えられず、あくまでも東宮学士以来の親任の許に弁官としてその職務を遂行したにすぎない、というのが妥当な考えではなからうか。この場合匡房ら学者官僚を登用した後三条天皇の政策の主体に注目されはしても、尠くとも匡房の方は主体的意義を求めることは出来ない。

延久四年十二月七日に後三条天皇の踐祚があり、次いで八日新帝藏人に補せられ、同日東宮学士に三度任ぜられた。ここに三代の侍読と後々まで誇示する口実が備わったのである。翌年正月二十八日、美作守を拝任している。この美作守拝任は、匡房にとって大きな転機であった。これは又後三条天皇の踐祚と何か関連するものがあるので

はなからうかとも思われる。その拝任の時期、美作という大国又廟堂に官途を進めながら敢えて地方官に任ぜられるという事は、我々の想像を刺激するものであるが、その在任期中は、東宮学士の職責などを併せ考えると余り任地に無かったものの如く思われる。^{*20}然しこれは決して全く在地と関係が薄かったことを意味するものではなく、応徳元年に「弟子為山陽之土民。為洛外之□老。少壯之昔。臂鷗而從雉菟。衰暮之今。事農桑而營租税。」という美作国内の豪族であったと推定される散位従五位下藤原朝臣秀隆のために願文を作成しているのを見ても^{*21}在地民との関係を肯定できるのである。これは只単に願文作成の関係でなかったであろう事は想像されるが、美作守在任中に最も注目される可きは承保四年十二月十五日の水左記の記事である。即ち「此日高倉殿御領六条地一町(字千種殿)、新券、渡美作守江匡房朝臣了、依被沽却九件朝臣也」とあるのがそれであるが、師実への接近の最初のものが後三条天皇死後の承保二年五月四日八講願文作成であり、この記事もその親密度を示すものであるがそれにも増して我々の関心を惹くのは「人のよそほひなとかりて」版位に就いた嘗ての匡房が美作受領三年にして関白から所領を譲り受けることが出来たというその経済力における躍進ぶりであり、当時の受領のそれを遺憾なく示しているものと言つても過言ではなからう。^{*22}この受領としての六年は匡房のその後の宮廷生活を考える上に欠くことの出来ないものをもたらしただであらうと思われる。という事は同時に貧乏な中小貴族として官歴に就いた匡房にして、この受領の六年を除くと殆んど以後の順調な官途を考える事は出来ないという事にもなる。少し下るけれど大槻秘抄の「今の上達部は封戸すこしもえ候はず、庄なくばいかにしてかはおほやけわたくし候べき」という中にはつきりとそれが説明されている。であるから「午時許加賀守憲輔、三河守長季等來談、共有志者等也、予世路不諧、不耕一頃田、又無俸祿之故也」(春記、長久元年五月二十五日)という類の清廉な廷臣では決して無かったに違いないし、承暦四

年八月二十二日美作守から権左中弁に転任した。この様に国司から京官に戻るといふ事例は決して多い訳ではなく^{*23}一度受領をふむと、そのまま転々と地方官を遷任して歩くといふ当時の中下流貴族のあり方の中で一任にして相應の経済力を蓄え京官に戻ったあたりはその慎重さが窺い知られるのであるが、実際に儀式の繁雜化せる宮廷社会でも匡房の様な故実に精通した学者官僚が要請されたといふ事の中にもその復帰を可能ならしめる条件が存在したものと^{*24}思われる。ついで高麗返牒をめぐる匡房の活躍はこの様な些細な事に政治の全過程を投入して止まなかつた当時の宮廷はそれとして、更にこの事件はそれなりに匡房の廟堂に於ける位置を飛躍的に強固にした事は否定出来ないであろう。また同時にこの事を中心とした水左記に於ける匡房の俊房訪問の記事はこの前後の匡房の政治的位置を裏づけるものとして注目に値する。

林屋氏もこの關係に注目されて「就職に対する欲望の熾烈さ」として^{*26}説いて居られる。私も美作守を経る事によつて今見た如く莫大な富を築いたと思われる匡房の方向として誠に自然であるとは思ふ。しかし俊房との關係が果たして打算的なものばかりで覆われていたかといふ事になると問題が少し別になる。^{*27}

永保元年八月八日には左中弁に転じているが、八月二十八日の水左記に「後聞、右中弁藤原通俊朝臣補藏人頭云々、春宮権亮公定朝臣、左中弁匡房朝臣等、為位階之上臆成競望之輩也、今漏其選、各忿怒云々」といふ条があるが、この頃の匡房の関心を端的に示して興味深い。永保三年十二月九日大納言俊房が弟頭房を越えて右大臣を拝命するが、このときの累進は匡房の白河天皇に対する答申に依るものであるといふのは遍く知られている事実である。それは今鏡の「大臣のあきて侍けるを、白河の御門のおほしわつらひたまひて、ひころすきけるに、まさふさの中納言におほせられあはせければ、ほりかはの大納言をなさせ給へと、うちいたして申ければ、みかたのおほせられ

けるは、をとふとなれとも、右の大將は中宮のをやにて、このたひならずは、ほうしにならんといふなり、又上らうともありて、われこそなるへけれなといふは、それもすてかたきなりとおほせられければ、大納言の大臣になり侍める事は、かならずしも一二といふこと侍らす、なるへき人をえりてなされ侍なり、あるは又国のつかさへたる人はいか、など申ければ、すかはらのおと、もさぬきのかみそかしとおほせられければ、かうそちの申けるは、はかせはへちの事に侍、又さいかくたかくはへらんあにを大臣になさせ給はんに、出家するをとうともよも侍らしと申ければ、ほりかは殿はなり給へりけるとそ、」(巻七むらかみの源氏、うたたね)という事情があり、この中に匡房が更に白川院の信任まで享けていた事をもはつきりと示されている。然し、この推薦には俊房との私的関係が介在したと考えられる^{*28}。この年(永保元年)の十二月二十九日帥記には「午刻参政、(□参殿大夫并相共参内)、為念美作(匡房)、出雲(経仲)、信濃(敦□業、忠□房)、上総(宗季)等文也、但不着南所、無如諸国帳也」と功過帳提出の事が記され、永保三年正月九日帥記の筆者経信による尋問が匡房に対して行われた。が匡房は通俊と共にこれは経信の無智によるものであると却って経信を嘲笑した^{*29}。応徳二年、公卿補任に「非参議 大江匡房 十一月二十日叙従三位 左大弁勘解由長官 式部権大夫備前権守」として現れている。この頃の匡房は勘文の作成とか、仗議における勘申に左中弁としての職責を全うしていたものと思われる。

応徳三年白河天皇は讓位して、院政を開始するのであるが、匡房は初代の院司の一人として任命せられ^{*30}、以後しばらくの間院に側侍することになる。この後太宰権帥に任ぜられる承徳元年までの前後十二年間は彼の生涯の比較的安定した時期であったものと思われる。即ち院使として宮中を往反したり、又院などの行幸に供奉する外、行幸定書・式次第・祭文・告文・勘文など草し、年号勘申に与り、且つ和歌の行事に献題したり、一方師実の関白上表

を草したり、寛治の中頃よりは師通の侍読を勤めたりする。^{*31} 主な公事といえば嘉保二年五月八日通俊の後をうけて任ぜられた伊勢神宮遷宮上卿であった。^{*32} その宮廷生活は極めて精勤であり寛治四年六月九日の平座には諸卿すべて障りありと称して不参であったので匡房唯一人で執行した事が記録にとどめられている。この頃の公卿の出仕状態は極めて悪く度々怠状が発せられるほどであった。^{*33} 匡房の精勤はその公生活を支える経済力の背景を想起せしめるが、その一つの傍例に彼の邸宅がある。永長元年五月五日師実の出仕の際彼の邸宅が車宿とされたが、これは彼の邸宅の壮麗さを想わせるものである。当時の皇室の御方違所の殆んど富裕な受領の邸宅であった事と規を同じくするものではなからうか。

承徳元年正月二十三日病患のためと称して遷宮上卿を辞した。この頃の彼の宮廷に於ける位置を物語る一つの手懸りがある。それは「故左府〔源俊房〕と我、同宿にてありしに、左府の家に帰りていはれしは、「関白〔一条兼実〕命せられて云はく、『世は無下に末になりにけり。匡房が病ひに、公卿を院も祈りをせさせ給はねば』と仰せられるこそ、謂はれある事と覚え侍りつれ」と、左府の示しき〔中外抄、下、久安六年八月十一日〕というのであるが、師通の生存中、そしてこの内容からは匡房参議に至って以後と思われるから、その間に匡房の祈らねばならぬ程の病患の記録は永長二年の此の病だけであるからこの師通の言葉も、この頃のものと考えてほぼ間違いないであろうか。それにしても「公卿を院もいりさせたまわね」というのは何を意味するものであろうか。^{*35} 速断はつつしみ度いが、大宰府よりの帰洛後院との関係が殆ど通り一遍のものになってしまいう事からも、無視する事の出来ないものがある。同情しているのが院の対立者師通であるのも興味深い。

我々は此処で再び後三条執政の許に於ける如く白川院政での匡房の位置を検討しなければならぬ。即ちさきに

延久の匡房を受領層の代表的存在と規定された林屋氏は更に語を継いで「果してさきの記録所の立役者大江匡房が最初の五人の別当の一人に名を列ね」と暗に院政における受領的性格をほめかされ、「院政はかかる受領層の立場を擁護するものとして成立し」³⁷たとして匡房などの院政における主体的位置を婉曲に説いて居られるが、果して匡房に院政政権への接近の前提としての「受領層」的位置というのが有り得たものか、ここで考えたい。

即ち問題は二つに分離して考えられる。

(A) 匡房は受領的主体を持ったか。

(B) 白河院からの匡房への要請は何か。

(A) について云えば、その前に所謂受領について更に精密なる概念規定を要求せざるを得ない。これに関して林屋氏は

(A) 貴族階級の没落者であつて中央の政界に容れられず、遂に任終ののち土着するもの。

(B) なお官界の利権に執心をもち、平素は任国に赴かず在京するがこれには二つの傾向が指摘せられる。

(B 1) 撰関家に阿諛追従するを事とし、或は家司となり或は貢物をおこたらぬ類

(B 2) 荘園の拡大に伴う国衙からの収入縮減に対して、一層自己の利権を拡大するために積極的に荘園整理の目標をかかげ、任国においても中央においてもその線に沿う運動を展開する類

である、³⁸

という如く規定されている。この前提として受領官を歴任する事が当然来なければならぬ筈である。ところが匡房は、承保四年美作守を終えて右中弁に任ぜられて以来正官国史は拝任していない³⁹。この事実から(B 2)には相

当しない事は明らかであろう。(B1)についてもあくまでも受領官でありながらという事実が前提とされなければならぬ。^{*40}既に左大弁として廟堂の枢機に与り、文章道に於ては殆んど背景として後に二条師通、^{*41}源俊房などに結びついて、殆んどその生活・意識^{*42}ともに堂上貴族化している匡房に敢えて「受領」の名を冠し「自己(受領)としての立場を守り、且つ藤原氏らの旧貴族・社寺を抑える意図のもとに」^{*43}院政を欽仰せしめる根拠は莊園券契所との連関(匡房の受領的立場については既に否定した)と「備中介・美作守・備前権守・周防権守・越前権守・大宰権帥」という個々的には極めて曖昧な羅列の外には提示されていない。

(B)我々は匡房が受領的意識或いは要求の許に白川院政に参画せる事の根拠は薄弱な事を考察した。しかしそれは匡房の意志的な接近を否定するものではない。^{*44}しからばそれを何処に求む可きか。この場合匡房の廟堂に於ける位置と更に成立期の院政について、^{*45}その匡房を配置せざるを得ない要因、その両者から一つの緒口を得る事が出来はしないだろうか。

院政政権は政治権力を天皇及び撰関的な場から移行させる事に於て当然或る種の摩擦を予想しなければならぬ。實際師通はこれを白眼視したことは事実である。^{*45-2}ここに於て成立直後の院政政権はその機能を(いわば宮中や撰関家との折衝など)スムーズに進行させるために所謂受領層とは自ら異なる緩衝的人物を必要とする。それに応じ得るに匡房は恰好な存在であった。匡房は堀川院の東宮学士であつたし、^{*45-3}又一方では前述の師実・師通に親交があり、更に重要な事は故実有職、文章道の大家であつた事である。院政政権は強力な政治権力として成立したものでない以上成立期においては必然的に妥協的である事を強いられる。そしてそれは主として外在的・虚飾的権威に彩られていた。法王の諸寺参詣は^{*46}当然その一環として為されたものであろう。それ故「陣ノ定文カクト云事ハ、キハメタ

ル大事也、大弁ノ宰相ノスル事也、(中略)古ノ通俊、匡房ナト、当座ニエモイハヌコトハヲツラネテカキケリ、コレラハ又今ヒトキハノ事也、マネフ人サラニナシ」(続古事談、第二、臣節)という匡房が装飾的な意味で要請されるのは誠に当然であったといつてよい。数多い願文式次第作者としても不可欠の存在であったに違いない。^{*47}

また匡房は永長元年、鳥羽領以南の地を院領と為すについての院使として宮中を往反している。^{*48} これなどは院の別当としての匡房の対外的な機能を語っているといえよう。これは師通についても云い得る。^{*49} 以上の如く院臣としての匡房は典型的な受領上りである所謂「院の近臣」と区別されなければならないものを持っている。初期の院政はその妥協的な性格のために匡房の如き広いつながりを持った妥協的人物を必要としたにしても、次第にそのデスポテイックな性格を露わにして行く過程で^{*50} 匡房的存在の影を薄めしめていったのではなからうか。^{*51} 「院も公卿をいのりたまわず」というのはこの様な状況を裏書きしないと云い難い。次いでこの年(承德元年)三月二十四日、大宰権帥に任ぜられる。この頃の受領任免権が院に掌握せられていた事^{*52}を併せ考える時、この補任には極めて複雑なものが含まれている様に思われる。匡房が受領意識から院政を推進していたと云い得るなら事は容易であるが。

匡房が赴任するのは翌承德二年八月十六日であるが(中右記同日条)、康和元年二月二十九日宇佐御許山に僧六口を置いて法華三昧を供養した(江都督納言願文集)。この二十八日には彼が学問を通じて最も厚い親交を結んでいた後二条師通が三十八歳の若さで死んだ。彼の悲嘆は深いものであった。源平盛衰記に「大江中納言匡房卿ノ大ニ嘆キ申サレケルモ思知ルトソ申アヘリケル」とあり例え後世のものとしても匡房が提示されているのは意味深い。匡房はこの頃師通への嘆きを歌にしている。

関白殿薨給後

あさゆふにこふるなみたをとりかへしはちすのうゑのつゆとなさはや

夢中奉見故博陸殿

むはたまにこひしき人を見つるよはゆめのうちにてよをつくさはや

はるくれはみやまのゆきもきえぬへしなとわかそてのこほりますらん (江帥集)

師通の死は彼の背景の一つの後退を意味しないでは置かなかつたであろう。

康和四年正月七日、赴任の賞によつて正二位に叙せられた。ついで六月十三日帰洛している。この帰洛に關しては有名な受領的側面を示す逸話が伝えられているが、實際それは当然有り得る事である。その結果としてその年の十一月三十日にひかえた五節の舞姫を献上している。五節の舞姫については三善清行によつて既にその過差が指摘されているが⁵³年を追つて豪華を極めたらしく、従つてそれは一般の貴族の耐え得るところでなく、この頃では殆んど高位の公卿二人、それに受領三人程によつて営まれていた⁵⁴。その慣例がいつごろより起つたのかは明らかにしないが、この様に経済的な負担を要する行事が受領によつて占められる事は「近曾有松容之次御気色云、汝欲成内蔵頭如何、予奏曰、従往古以来、為蔵寮頭者、或蔵人頭、或弁官、近衛将任来、雖然近代御服美麗、寮納不足、仍被任頭綱朝臣後、次八人皆以受領也、然者如下官者誠不堪上、又事闕歟、再三辞申」(中右記、承德元年四月三十日条)という内蔵守の場合を考えると興味深い事実である。五節舞姫に即して云えば、その最もよい例が今昔物語集、卷十八、尾張守□□五節所語第四に収載せられてある。「不賤又人ノ流ニテハ有ケレドモ、何ナル事ニテカ有ケム、此ノ守ノ祖モ此ノ守モ、蔵人ニモ不成ズ殿上モ不被許」れなかつた某が「尾張ノ国ノ代々ノ国司ニ被亡テ失ニタルヲ、天皇ノ弃ガテラ成給ヒタレバ」これを信任して二年にして「吉ク福シ」たので「三年ト云フ年五節被充」れた。

而してこの守の五節所は他の五節所より勝っていたが、守は「不賤又人ノ流」ではあるが、いわば成り上がり者であって「内辺ノ事ヲ伝テモ不聞」という訳で殿上人に散々嘲弄されるといった中にも此の前後の五節と受領と殿上人の複雑な感情が読みとられる。匡房の大宰府よりの帰洛の当時の舞姫献上は、匡房自身の位置は少し異なるにせよ、受領を経た豊かさを物語るものである。又此の年の五節舞姫献上人は土佐守盛実・匡房・出雲守忠清・但馬守仲章等であった。

この後の匡房は余り廟堂に侍る事なく、院の諮問なども大抵院使を介して行なわれている。^{*55} 翌康和五年十月二十七日般若寺辺りに小堂を建立供養会を催した。これは「多年宿願」（小右記、同年十月十七日条）であったが「行向」したのは俊房二子右兵衛師頼だけであった。

長治元年六月に匡房邸に於て歌合が行われている。^{*56} これは匡房が催したと云った方が正確であるが、これなども前記御方違・車宿と関連し、且つこの二年間帰洛以来の五節舞姫献上、般若寺辺小堂供養会との一連の営みとして注目せられる。この年の十二月十八日に一度不堪佃田奏に参仕している（中右記同日条）。

翌長治二年は多難の年で、この年に匡房は莊園の事で興福寺と争つてその莊園を焼かれている。^{*57} 又十二月二十一日には久し振りで前年と同様不堪佃田奏に参内しているがこの時「江中納言匡房卿（年来不出仕、是依病也、依有不堪定、相扶参入）」（中右記、同年十二月二十六日条）とあるを見れば、久しく病に犯されていた事が察せられるのであるが、実際この年の七月十二日の願文に「右弟子病在骨髓」とある。^{*58} その「病在骨髓」って殆んど参内していない匡房に翌嘉承元年三月十一日に再び大宰権帥の任が下っている。然し匡房は、多分この病患のためと思われが赴任しなかった。^{*59} そのみならず公然と関白忠実の上表文を草している（殿曆、嘉承元年七月二十九日条）。

嘉承二年になって石清水に病癒を祈ったりしているが、^{*60}この頃の中右記によれば「或人談云、江師（匡房）、此両三年行歩不相叶、仍不出仕、只每人来逢、記録世間雜事之間、或多僻事、或多人上、偏任筆端記世事、尤不便歟、不見不知、暗以記之、狼藉無極云々、大儒所為、世以不甘心歟、」（中右記、三月三十日条）とあるが、彼が赴任を怠って居る事はそのまゝ見過ごされようはなく次第に周囲の不满が昂じて来たに違いない。宗忠の「狼藉無極云々、大儒所為、世以不甘心歟」という激しい非難は後の宗忠の言調から推して単にこれのみにとどまらなかったものと思われる。

この非難の直後四月二日寄寓先師頼宅で火事に遇っている。^{*61}その外この頃尊勝寺修理の事で法皇に答申したり（四月二十九日）、日食准抛の例を堪申したりしている（五月三日）。しかし七月二十二日堀川院にて先帝の院号を僉議するに際しては「内々以人被問帥匡房卿」（中右記、同年七月二十三日条）という如く「内々」という限界が附される様になって来ている。又二十八日伊勢例幣の延引を議するに際しては俊房・雅実と共に「江中納言許ニ示遣了」（殿曆、八月二十八日条）という如く様々の儀式次第のために匡房を無視する事は不可能であったものと思われ、又この関係が匡房を支える大きな力であった様に思われる。しかし一方では宗忠の非難は尚も続けられる。

天永二年正月二十三日、藤頭季が後任大宰権帥に任ぜられている。匡房自身はこの前後も引き続き願文作成とか、^{*62}俊房と共に法皇に意見封事を上申したりしているが、^{*63}殆んど廟堂に於ける活動はない。想うに大宰権帥に関しては激しい非難を招き、文章道の家系を継ぐ可く兼字才子は終にその子より出でず病老骨に染むばかりであったろう。

十月五日の権中納言藤原忠通の詩会に参会を望まれたが、詩題を献じただけで「所勞猶重、又有相憚事」（永昌記、天永二年十月四日条）として参会を断り、又詩を献じなかつた。

十月六日御竈神を高陽院仮設内膳屋に渡御す可き日時について「(裏書云) 件御竈神、先日行幸賀陽院之日同可奉渡也、而可立内膳屋之所未申角当御物忌方、仍延引、又被尋無禁忌之方処、只戌亥角也、件角有旧屋一字、雖可用件屋、以旧屋奉渡御竈神之事、官外記共不見之由勘申、被問大藏卿匡房之処、先例又不見之由被申也」(中右記、同年十月六日条) というのが彼の社会的行為の最後のものである。十一月五日夕剋七十一才で逝った。あれ程口を極めて罵倒した宗忠も「但後為帥之間不赴任、過五カ年也、為三代侍読、才智過人、文章勝他、誠是天下明鏡也、但心性委曲、頗有不直事、或人云、申時許出家、次焼老後之間日記了、入夜薨云々、朝之簡要、文之燈燭也、良臣去国、可歎可悲可恐歎」(中右記、天永二年十一月五日条) と複雑な嘆声をもらしたが、更に永昌記の為隆は「高才明敏、文章博覧、無比当世、殆超中古、往年「惟宗」宗孝言示云、曾祖父匡衡大江卿物語之次問此事、頗所思維時卿耳、況本朝事管見所及無不了知、鎮西帰洛之後、多関顧問、可惜可悲、此又已亡、吁嗟何為々々」(永昌記、同年十一月五日条) と更に痛切に惜しんでいる。此の死を誰よりも惜しんだのはしかし源俊房であつたらしい事は、匡房にとつてせめての手向けでもあつたらう。それは死に先立つての「参左府「源俊房」、仰云、夕方為訪匡房卿欲行向者、而依腹痛更発不向給、下官「源師時」申可罷向之由、仰云、汝弟子也、早可行向者、即行向、二禁大事云々」(長秋記、十月二十五日条) の中から当然推定する事が出来る。又匡房に対する病氣見舞の記事はこれしか残っていないのも暗示的である。

この年は「年中「藤原」正家(中略)、「藤原」敦宗(中略)、皆以滅亡、是又名儒傑士也、「大江」通国雖不拔群、起家勤学、近日中風、(中略)老儒「藤原」兼平衡出自名家、久経文道者、夏度已都盧、天之亡文四人、于茲可傷可憐」(永昌記、十一月五日条) という如く文章道にとつてもよい年ではなかつた。しかし廟堂政治にとつて匡房の死

は片隅の灯が燃え尽した以上の意味は持ち得なかった様に思われる。

死に先立って下野守源明国が忠実の「美濃莊下向之間」(殿曆、十一月四日条)、「於途中為咎無礼者、与往反人成鬪乱、切三人者之首了、(是信之守「大江」広房郎等、并左衛門尉為義郎従)」(中右記、十一月四日条)という事件が起きた。そしてこの広房はこの年「還本姓」(尊卑分脈)とある。これは時日を明らかにしないが、前述の事件と何らかの関連があるのであろうか。いずれにしても江家にとっても暗鬱な年であったに違いない。

第三章 性格

我々は匡房の経歴を中心にその独自の昇進振りを歴史的モメントの中に探ってみた。

しかし人はあらゆる場合にあつて客観的な歴史的條件に深く規定されるにせよ、その中を生存慾を中心に貫徹される個々人の特殊を無視する事は出来ない。大江匡房の場合もあの下級貴族群の一般的停滞から脱却して高位顯官に至る過程を歴史的諸條件が彼に幸いしたと言うだけでは少しも解決にならない。この場合諸條件が存在したという事よりも、むしろその諸條件の中に彼が如何に自己を貫徹させたかという事が問題にならなければならない。一人の人間が生存するという事はとりもなおさず自己の慾求を發展させる事でありそれを通じてこそ、環境に規定され且つ環境(歴史的・地理的諸條件)を変え得るものである限り、それは個人意識の覚醒如何とは関わりなく容認し得る事であらうと思う。

それ故我々は、ここでいくつかのエピソードをたどりながら、匡房における独自のものを、単に特殊性の中に解

消させることを警戒しつつ平安朝貴族の一般性を支えとしながら考えてみたい。云うまでもなく彫の深い内面的・省察的世界を持ち得なかった平安貴族について、その生活意志の殆んどものが名誉慾と恋愛とそれを裏づける物質慾に支配されるものであった事は既に先学の指摘の一般的なものである。匡房もその限りでは決して例外ではなかった。併しこれらの意慾は単に慾求としてのみ存在するだけでは決して意味を持ち得ないのであって、それは必ず自己主張に支えられた行動を媒介としなければならない。又、或る外面的な行為は必ずしも一つの単純な慾求にのみ支えられたものとしては存在し得ず、必ずや諸々の慾求の複雑なからみ合いの中で展開する。そしてそれを統一するものが個人的な意志であり、その強弱如何によつて行動性は大きく規定されて来る。それを通常「押し」の強さ」という言葉で我々は表現する。

匡房の場合も意志的な面をめぐつてその独自性を追究したく思う。

その自己主張が明らかに現れて来るものは、一章に述べた今鏡の出家遁世の意志表示であろう。「四歳始読書、八歳通史漢、十一賦詩、世謂之神童」と云う匡房が「よをうらみて山の中にはいりて」と云うに至るまでには彼自身の自負と位階の伴わない事に対する不満が当然考えられる。それは曾祖父匡衡の「少年誤好文学。是一夢誤一生之比」というのに通ずるものがある。であるからこれとてもその動機に宗教性は殆んど窺えず、裏返しにした自己主張に過ぎなかつたであろう。

また匡房はこれ以後、後三条天皇に近侍する事になる訣であるが、その、天皇に対する極めて意志の強い自己貫徹は道長に対する匡衡の位置と似ても似つかぬものがある。『続古事談』第一「王道」の「後三条院、宸筆ノ宣命ヲカキテ、太神宮ヘタテマツラムトセサセ給ケル時、江中納言ノ御前ニ候ケルニ、ヨミキカセサセ給ニ、我位ニツキ

テ後ニ、一事トシテ僻事セズト云事ヲカ、セ給ヘリケレバ、匡房卿コノ御事ハイカ、侍ルベカラムト申ケレバ、事ノ外ニ逆鱗アリテ、何事ヲ思テカクハ云ゾト問セ給ケレバ、実政ニ常陸ノ弁隆方ヲコエサセラレタル事ハ、イカニト申タリケル」とあるのを見ても天皇に対してさえ或る自信の強さから来る主張を成し遂げている。勿論この挿話はその頃の後三条天皇と実政・匡房の様な近臣学者層との親密な関係を考慮に容れずには考えられない事であつて、そのくらいの打算はあつたであらうし、又却つて己れの知識を誇るゼスチュアと考えられなくもない。いずれにしてもこの記事を以て神事に対する潔白さを証明するものとは、後に赴任もしない二度目の大宰府施政を「為善政」と平然と願文で誇つているのが同一人であることから速断する事は出来ない。それ故この場合むしろ匡房の自己主張の強さをこの中に読みとる事は決して無理な事ではない。

右の如き面は個性の強さという言葉で或る程度概念を包摂しうる。しかし自己主張が或る種の欲求と結びついた時、それはその人間の生き方の主体を露骨に示現するに至る。

平安貴族にあつてそれが最も自然に且つむき出しに顕示されるのは、宮廷生活における華やかさ、そのための必須の前提である権勢・名誉に対する欲求であらう。匡房に関しても、例えば今鏡の遁世の事は勿論名誉欲が前提となつているのであらうし、その後の生き方の底流となつていゝ事は明らかである。第一章で考えた蔵人頭をめぐる彼の態度は何よりも正確に彼の姿を示している。再録すれば、「後聞、右中弁藤原通俊朝臣補蔵人頭云々、春宮権亮公定朝臣、左中弁匡房朝臣等、為位階之上臈成競望之輩也、今漏其選、各忿怒云々」（水左記、永保元年八月二十八日条）の如く匡房自身も歌道を中心に競争相手と目していた通俊⁶⁶と蔵人頭を競つて一敗地にまみれて憤慨為す所を知らなかつたというのであるが、水左記にもこの種の記事は他に見当たらないところから、可成り目立つたらしく

思われる。

それにしてもこの蔵人頭には余程執着の念が強かったらしく後に江談抄にも例の自讃に始まる次の如き筆録がある。「命せられて云はく、つらつら物情を案ずるに、官爵と云ひ、福祿と云ひ、皆文道の徳をもつて経たるころなり。何ぞいはんや才芸名譽の殆と中古の人に過ぐるをや、と思ひ給ふるところなり。自讃に似たりといへども、また謂なきにあらず。寿命においては七十に及ばん事、近代の有り難き事なり。短寿の類にあらず。顔回は至聖なるも僅かに三十か。よりに世間の事全ら思ふところなし。ただ遺恨とするところは、蔵人頭を歴ざると子孫がわろくてやみぬるとなり」(江談抄、第五)。「世間の事全ら思ふところなし。ただ」と続けているのを見てもこの蔵人頭には余程深い執着を感じたものの如く思われる。

蔵人頭に関しては源俊賢について極めて意味深い挿話が伝えられている。「俊賢為五位蔵人之時、中関白被問云、誰人補頭テ為公家可有忠節哉。俊賢答云、無過於俊賢者。仍為五位頭。今度、斉信得理、自必存可補之由、参内於明義門下会俊賢畢。可被補頭者、誰人哉云云。答云、俊賢也云云。斉信赭面退帰畢。」(古事談、第二、臣節)といふのは当時の貴族の名誉慾を最も露骨に示したものであり、俊賢についてはその保身のためには手段を撰ばなかつた典型的な人物であると言ふ事が出来るが、それも結局父源高明の政治的敗北(安和の変)を考えれば、中小貴族の或る程度必然的な在り方であつた事が云い得よう。その外官位を越えられて閉居する等官位をめぐる史料はきりがない。

右の如く名誉慾は決して特殊なものではなく、貴族社会にあつては単にそれが慾求として上つてゐる限りでは如何に意識の上で熾烈であろうとも行動がすべてそれらの事を中心に集中的表現をみる限りに於て極く影の薄いもの

になつてしまふ。そして、それはとりもなおさずこの貴族社会にあつては脱落を意味する事に外ならなかつた。脱落をのがれるために要請せられたものは結局は積極的な自己主張、更に通俗的な表現を用いれば俊賢の場合の如き「押し強さ」という事であつた。であるから匡房が無氣力的に没落したものでない限り、その生涯にこの様な意味での自己主張が何らかの形で貫いていたに違いない。しかし名譽慾については「今の上達部は封戸すこしもえ候はず、庄なくばいかにしてかはおほやけわたくし候べき」(大槐秘抄)といわれた古代国家の収支体系の崩壊期にあつては、官位が經濟生活を保証しないものであるばかりでなく官位の獲得・宮廷生活の保持のために私的經濟力が逆に前提とされた限りに於て、当然物質慾と背中合わせにならざるを得なくなる。我々は受領としての匡房にこの側面を見る。

「匡房の中納言は、大宰の権の帥になりて任におもむかれたりけるに、道理にてとりたる物をば舟一艘に積み、非道にて取りたる物をばまた一艘に積みてのぼられけるに、道理の舟は入海してけり。非道の舟はたひらかに着きてければ、江帥いはれけるは、「世はやくすゑになりたり。人いたく正直なるまじきなり」とぞ侍りける」(古今著聞集、卷第三政道忠臣)といふのは彼の受領としての意識をよくあらわしたものと見えよう。彼は承徳二年と嘉承元年に大宰権帥には再任しているが、二度目は赴任してないのでこの話は勿論初任の帰洛の時のものである。これはまさに信濃守藤原陳忠の「受領ハ倒ル所ニ土ヲ甌メ」(今昔物語集、卷第二十八、第三十八話)といふ有名な逸話と通ずるものがある。「非道にて取りたるもの」といふ表現にせよ、いずれにしても大宰府にあつては単なる廉直な官吏だけであつたのではない事は勿論として、この挿話は所謂ユーモアとか空とほけとかいう軽い印象を通り越して、或る不敵な表情を想起させる。匡房がその生涯所謂受領意識に貫かれていたかどうかといふ事(既述)は

別としてもやはり公私の弁えなく収奪を事として恥じる事のなかつた当時の官僚の側面を示すものといえよう。

不敵な表情という事について、更に類似的な波乱が彼をめぐって展開されている。「長房卿抄云（中略）永保三年正月二十九日、除目初夜、美作匡房任、功過申文不記載封租抄并税帳年付、仍召左中弁匡房、民部卿経信、被尋問之処、匡房朝臣従本無封租抄、又更申無誤之由者、随宜被定了、而後日匡房朝臣与頭弁通俊、民部卿不被知案内之由、被嘲弄云々、封租税帳事等官統文、定皆有之歟、（端統歟、）後日内々有件沙汰云々、惣諸国功過定文仁不可入封租抄之由、先年称被下宣旨之由云々、為尋問件宣旨事、民部卿雖遣呼大夫史祐俊宿禰、未来自之由、戸部所被語也、又通俊所謂云々、件宣旨事、匡房悪之、故所通俊相謀也云々、甚奇怪事歟、可謂非常」（前掲註29）で功過帳の事で大納言経信と対立した事が窺われるが、この記事内容には匡房の方に手続き上の正当性があった様にも思われるが、それにしても「与頭弁通俊、民部卿不被知案内之由、被嘲弄云々」という態度は公事に関して私情を持込んだ節度を欠くものの様に思われ、又左中弁輩の大納言に対する態度としても当時の常識から云っても「甚奇怪事歟」という如く謙虚さを欠くものと云わなければならない。又「匡房悪之」に至っては公事に私怨を持ち込むものであり、平安朝公卿社会の露骨な抗争の一端を垣間見る様に思われる。元来経信は宇多源氏の出で、父の民部卿道方を始め、醍醐源氏・村上源氏の如く、廟堂に於て華やかな位置を占めていなかった事及び匡房の背後には師実・俊房などが考えられるから、匡房の強気も決して単純な感情の吐露ばかりではなからう。しかし匡房自身後に云う如く「故都督源亜相〔源経信〕は、久しく讃仰を好みて、兼ねて文章を知りたまへり。予が文章を見るや、必ず褒美を加ふ。馬は呉坂の風に嘶き、亀は廬江の浪に拊つといへり。予が昇進の間、必ず吹嘘の力を加へたり」（暮年記）とすれば、矢張り忘恩的と称さざるを得ないし、事は功過だけに止まらず美作施政にも及ぶのかも知れないが、これ

に關する限り、自己の利害に關して一步も退かない。そのためには藏人頭を先取されて「忿怒」した相手の通俊とも「相謀」といった、性格の強さを示す。しかしいずれにせよ匡房の不敵な強意はこれを単に性格的なものに還元する事が出来ない。必ず、或る程度の政治性が関与すると考えられるからである。

長治二年匡房は所領の事で興福寺西金堂衆と争った。興福寺は云うまでもなく、藤原氏の氏寺であり、あまつさえ、当時は山門に武力を擁し、藤原氏の政治的権力とも離れ、且つ乗り越えて衛府の全く無力化した平安末期にあつて、中央にあつては武士団を除いて實際的兵力を擁する唯一のもので、白河上皇の「賽の目・鴨河・僧兵」と全く至る所敵なき勢力であつた。であるからこれに敢えて拮抗するなど云う事は全く無謀な事であるばかりでなく、ともすれば失脚の因を招かないとも限らない暴挙であつた。^{*67}これは匡房の莊園をめぐる紛争らしいが、そのために彼の莊園は西金堂衆の発向にあい焼払われるという事態に至つた。^{*68}この精しい事は知られていないが、山門跋扈の世にあつて、堂々とこれと争う所は我々が平安朝物語・和歌に見出す繊細糸にふるるばかりの無力感につらぬかれた姿とは異質のしぶとさを我々は匡房の中に見出す。

右の様な不退転の姿は晩年の大宰府赴任をめぐつても展開される。即ち二度目に大宰権帥に任命されたのは嘉承元年三月十一日であるが、此の度は結局赴任しなかつた。それは多分疾患のためと思われる(第二章)がそれにしても再度任命の事情が少しも明らかでないし、また匡房自身にもそれを固辞した様子がないのも不可解である。この病患に關しては第二章で考察したので省略するが、初任の帰洛以来殆んど廟堂に侍つて居ない事からいっても、「年来不出仕、是依病也」(中右記、長治二年十二月二十六日)という匡房に何故補任があり、又当然堪え得そうにない匡房が、何等かの形で回避しなかつたのか。それは不可能な事では決して無かつたであらう。現に匡房自身遷

宮上卿を母病患との理由で辞している（中右記、永長元年四月八日^{*69}）くらいである。大宰府をめぐる赴任次第は普通の地方官とは異なって可成り重視されたくしく帥・権帥たるものの在京は厳しく停められていた。例えば藤原伊周などの場合に我々はその状をよく知る事ができる^{*70}。それ故匡房の場合も赴任を怠っていれば当然指弾を受けることが予想されるし、実際宗忠はその日記で相当激しい語調で憤懣の意を表している。すなわち「次有仗議、是大宰帥大江卿申請事等府解十通、調度文書等合五六十通也、不可忽沙汰歟、参仕人々、左大臣（中略）能俊宰相誦府解又書定文、但及深更不被尽、但四通定了、或唐人高麗人来着事、或又府務、人々訴訟也、各任理可被沙汰由、大略議定、但下官申云、凡帥卿所為、甚不穩便之由所定申也、其故者、去々年春任大宰帥、于今不赴任、今所進之解状、彼府官等訴申帥卿之申文等也、而帥具自解申文進公家、凡下人之訴、不可及仗議事等也、為帥大武之人、乍在京最初条事許、所申請也、其後早着任所、行府務也、其身乍居京、暗執行府務、至民憂者、申行陣定之条、非賢者之所為、又公家不被咎仰如何、為彼身有益、為公家無由、誠以不便歟、件趣大略申上之処、諸卿多被同、夜半事了参御直廬、御寢以後也、仍退出」（中右記、天仁元年二月九日条）という仗議の様子から推しても廟堂の趨勢は匡房には全く不利に展開していたらしい。しかしそれにしても、己れの赴任に関することは棚に挙げて、「凡下人之訴、不可及仗議」と主張する匡房は矢張り相当強い性格の持ち主であった事は否定できないであろう。それにしてもこの不下向のために「神民蜂起、群盜相乱、凡管内放火殺害者、不可勝計」（中右記、同年三月五日条）といった混乱状態に立ち至り、更に宗忠をして「凡帥卿所為已不穩便事歟、受領猶遲下向時被追下例也、何況於宰府帥大武乎、一任之間不下向暗企執□誠忘朝憲、可謂奇怪歟」（中右記、同年七月二十三日条）とまで極言せしめるに至っている。それにも関わらず匡房は結局下向しなかった。

この間の事情を考えるに、匡房の不下向はその大きな理由が病患にあった事は想像に難くない。宗忠にしてもこの事情をよく知っていた筈である。にも関わらず、何故此の如く口を極めて罵倒しなければならなかったのであろうか。この後の権帥についてはその赴任が殆んど問題にされないの[＊]に何故匡房に限って斯くも厳しく糾弾されなければならなかったのか。又匡房にしても何故辞任しなかったのか。これらの事は想像の限りを越えるものである。しかし問題は、廟堂の右の如き激しい非難に結局赴任拒否で応えた匡房の意志である。それを支えたものについては勿論語られない。彼が死に先立って草した死後の願文があるが、その中で「再宰西府十稔。政適不乱。久觀中道」(江都督納言願文集、没後料願文)と自讃している。大宰府をめぐる問題は更に受領としての経済収益もからまって極めて複雑な要素を持つものであるが、その中にも匡房の意志は貫かれていた様に思われる。又この様な自己貫徹は、それを受けとめるにたる複雑な政治的均衡の上にとってその相互の矛盾の上に立って推しすすめられた場合に有利に展開しうる事もあるが、第二度の権帥の場合はそれを無視したがためにその強意はいたずらに彼自身に逆作用してしまつたと見られない事もない。

以上の考察に於て我々は匡房の政治的生活を貫く一つの自己貫徹の強さ、それが様々な慾求とからみ合つて、或る場合には彼の昇進の契機となり、或る場合には対人關係を疎外するものとして作用している事をみた。それはしかし、当然彼の性格に帰せられる可きものばかりでない事は云うまでもないが、矢張り強くそれに規定されている事も否定し得ない。それは生活態度の中にも部分的に現れている。数多くみられる匡房自讃のものは別として、匡房の性格をよく表わしている一つの挿話がある。彼の生涯の底を流れ彼の生涯を規定した独特の力強さを読みとらうと思う。

「江家ノ書籍ハ、昔ヨリヤケウセス、匡房卿、二条高倉三倉ヲ作りテ、フミトモヲ置ケルヲ、京中火災オソルヘシト人申ケレハ、江帥云ケル、日本国ウセスハ、コノ文ウスヘカラス、朝家ウスヘキ期キタラハ、コノフミウスヘシ、火災ヲオソルヘカラストソ、仁平ノコロ、カノフミ皆ヤケニケリ、オソラクハ、其後朝家ナキカコトシ」(続古事談、第二、臣節)斯くの如くその生涯を通じて大江匡房は一つの積極的恣意性をつらぬいた。誠に火災にまで貫徹させようとするかの様に。

そしてその昇進もひとえに院政期前の歴史的な転換点に遭遇したという事ばかりではなく、更に摂関政治と天皇政治それを包括する古代国家の歴史的矛盾に巧みに自己及びその才能を同化させて、下級貴族的閉塞状態を切り開いた匡房の政治生活における意欲の激しさの中にも求められねばならない事が以上の結論として残ると思う。

我々は様々の場を設定して匡房の政治的生涯をつらぬく一つの強烈な自己主張と、それが或る時は名譽欲の形をとり、或る時は物慾の形となつてあらわれ、又或る時はその様々の融合した形に於て抗争の形をとつて現れた姿を匡房の中に見て来た。この様々な過程を綜合して結局云い得るのは匡房の意識を貫いている露骨な迄の現世的心情であり、眼前の過程に己れの持つ可能性の一切を投入せずんば止まずといった熾烈な現実精神であつた。即ち云い換えれば、匡房には自己主張において現実を打開して行く事の可能性が開けていた。そして又彼匡房は實際その道を歩んだのである。その結果としてその道は匡房に現世的名利を与えた。しかしそれは同時に平安朝末期貴族社会の頹廢の中に自己を投入する事を意味し、彼の内面的生活における決定的なものを奪つた。我々はここで匡房の宗教意識に言を及ぼさなくてはならない。

第四章 宗教

ここで我々はこの論の要とも云うべき匡房の宗教意識に考えを及ぼさなければならぬ。匡房に於て宗教意識の質を特に問題にする理由は矢張り匡房の下級貴族的な出自とその異常な昇進例に関連してその宗教的体験が彼自身に對して如何なる位置を占め得たのかという事は匡房の歴史的 position の考察の一つの手懸りたりうらうらと思ふからである。

我々のたどり得る限りでの匡房の宗教的体験に関する最も早期のものは第二章に挙げた今鏡の出家遁世のものであるが、これは家貧にして昇進思ふに任せないという意味での極めて反抗的な意志表示であつて、屢々起りえた様な文章生上りの當時の下級官僚の不满そのものであつた。しかしそれだけにこの意志は信仰的な側面を持ち得ず、中納言経任の諫止と続く後三条天皇への接近とに依つて簡単に解消されてしまふ性質のものであつた。それは顯房が俊房を抜いても右大臣に就任できなければ出家するといった程の意識からそう遠い所にあつたとも思われぬのである。その他身近な宗教行為は知的興味と結びついた、法華経を一夜にして誦んじた(十訓抄、第一可施人惠事)という程のものであつた。

しかし匡房の宗教行為の中で際立っているのは数多い供養会である。即ち

(1) 康和元年二月二十九日

「僧六口ヲ宇佐御許山ニ置キテ、法華三昧ヲ勤修セシメ、八幡大菩薩ノ法樂ヲ祈ラシム」

(大日本史料、同日条本文)

- (2) 康和二年九月十九日 「安樂寺ニ於テ、菅原道真ヲ祭ル」(同)
- (3) 康和四年六月十三日 宇佐新堂供養
- (4) 康和五年十月二十七日 般若寺供養
- (5) 天仁二年正月 安樂寺大般若供養

の如くであるが、その殆んどが大宰権帥の職権を背景として行なわれたのはともかくとして願文の中に読み取り得る限りでは観想的要素が極めて少ないというのが、(それは又同時に彼の生涯をつらぬくものであるが)注目せられ、却って物質的政治的外面行為に終始した面がないでもない。匡房の大宰府における一連の供養会は、平安末期の大宰府管内における諸寺社の政治性の強さを考えて見た場合、これを単に純粋な宗教行為と云い切れぬものを持っている様に思われる。即ち当時の大宰府に於ける有力な寺院勢力は、古代国家に融着した観世音寺、大宰府と対立をはらみながら発展してきた宇佐八幡^{*72}、文神菅公の広汎な信仰を支えとする安樂寺の三寺社が各々上昇と下降の線己を成していた。この中で観世音寺は既に律令国家の解体と運命を共にすべく、在地領主を確保出来ないままに崩壊の道を歩んでいたらしく、律令国家の自己批判とも云う可き莊園整理によってその所領を脅かされてこの正面からの攻撃のみならず、側面からは安樂寺に依る莊園蚕食に対応しなければならなかった。而して律令国家の権力は崩壊直前の此の寺院に何物をももたらさなかつた。承徳三年即ち匡房赴任の年に、観世音寺五重塔の造営のために管内職に宛行なう府庁定文が発せられたのであるが、^{*74}康和元年には「而諸国宰吏、或依内裏造作、或営臨時之召物、類雖催役、未企土木、以之案之、当任之中、難終其功歟」という進行状況で嘉承五年に至っても「爰匡房前任之日、任官符旨、或支配管内諸国、或充課本寺、欲営土木之处、任秩既暮、帰京忽催、是以素懷不遂之条、丹心為歎之間、

重浴朝恩、再任都督、今度不抽勤節者、何日又勤造営乎^{*76}とあるを見ればその造営が殆んど捗らなかつた事が明らかであり、「而近代為其司之者、不存公平、每色入己、運上京都、偏充私用、本寺本社不勤修補」(同)とある如く殆んどその修営にも事欠く状態であつた。これに反し安樂寺・宇佐八幡は自ら獲得した所領を背景として將に發展の途上にあつたとも云う事が出来る。^{*77}それにこの二寺社の位置は代々の権帥・大弐にとつては度々その失脚の因を^{*78}もなし、これを無視しては大宰府管内の政治関係を考へる事の出来ないものであつたものと思われる。現に永長から承徳の頃にかけて筑前国碓井封山口村をめぐつて觀世音寺と天満宮安樂寺の激しい対立が続けられていた。^{*79}この様な複雑な寺院関係の間にあつて、匡房の供養が或る程度の宗教性の外に具体的な政治性を持ったものであろう事は当然想像せられる。それと同時に、匡房が觀世音寺に対しては権帥としての五重塔造営に關係しているに過ぎないのに、宇佐に二度、安樂寺に三度の供養を行い、その他に宇佐には一度灯油領莊を^{*80}施入して居る事は意味深いものと思われる。それは寛治五年の権帥藤原伊房の宇佐八幡への^{*81}施入同様宇佐八幡への懐柔的な意味をも含んでいたのではないかとも推察せられる。

右は供養の動機についての外面的な推定であるが、これを願文の中に窺つてみると内面的な意味での觀想性の希薄さは殆んど覆い難い様に思われる。

匡房の宗教的意識について我々に具体的な手懸りを与えるのは、『江都督納言願文集』である。これは本朝文粹等の願文の殆んどが代作であるのに比して、自己の所領の宗教的付託が可成り多く含まれている事に依つて、当時の個人意識の表白として極めて多くの問題を含むものである。その記述の形式は、先ず弟子某として位卿に列せる事に謝意を表わし、次いで定つた様に妙法蓮華經・無量義經・阿弥陀經・觀普賢經・般若心經という風に写經を供養

し僧形について述べ、付託の寺院の景勝の地たる事を記するという形を執っている。そして特に注目せられるのは第一に現世充足の觀念が常に強く推し出されている事である。それは列挙すれば、

「弟子職列九卿。位昇二品」（安樂寺内満願寺願文、康和二年九月十九日）

「弟子三代帝王之侍読也。三世之仏宜垂加護也。西鎮黎元之都督也。西方之尊豈不引撰哉」（同）

「右先考大府卿。邦国之重器也。以才誇世。以文拔朝。一生之間。好爵顯官随心。（中略）再宰西府十稔。政適不亂。久觀中道多年。心自入真。久花壯麗。政李臧否。人之所知也。昵近惟幄抗議廊廟。朝之所用也。位列二品唐白氏猶自愛。任及九卿。漢蔭家以為幸」

（没後料願文、天永二年十二月十八日）

「弟子抽子襟再宰西府披金紫高佩水蒼。齡及七旬。誠是老幸也。位極二品。豈非神助哉」

（於安樂寺被供養大般若經願文、天仁年間）

「匡房自少壯二十二之年。至老耄六十二之日。偏恃神德。敢无他念。素意欣慕。感心過於鏡谷焉。赤心所輸。欽仰高於劔閣矣。於是拔自白屋早昇黃門。出從此堂既宰西府。豈非過分之榮不次之幸乎」

（宇佐宮新堂願文、康和四年）

等であり、その世俗性が何処で宗教的現世否定と関り得るのか我々を疑わしめるものである。この様な表現形式が一般的なものであったのかという事は更に一考を要する問題であるが、同じ宇佐八幡への施入状でも藤原伊房の場合「右、遂宿慮至都督任、大菩薩宮廟像辺草創一堂、勤修三昧矣、且為鎮護国家、且為子孫繁昌也、爰素意不達、丹誠且致、以此会田之秋収、支彼桑間之日供、始自今朝期未来際、抑件田准後代、府国誰間然乎者、以其地子、所

割置灯油仏供料也、仍施入如件、敬白」とあるのが全文であり、^{*80}「遂宿慮至都督任」と伊房は簡素に記してある所を匡房の方は「是以自少年之昔、至耆老之今、崇敬之礼匪懈、欽仰之誠至深、遂依惟香之神德、適昇顯要之龍官、職列九卿、位居二品、神恩之尤厚也、冥助之令然也、欲賽之心、寤寐無休、然間、不慮之外、宰於都府」^{*81}と誠にその大仰な謝意の表現は殆んど彼自身の満足感に従属しており、それは、他の前述の表現と併せ考えるならばこれを単に表現上の誇張のみと片付けてしまう事が出来ない性質のものである。勿論藤氏出身の伊房にして見れば、己れの高位は大前提であり、特別意識するものでもなかったであろう。匡房の代作願文にも多かれ少なかれ以上の様な華麗な表現は見られるのであるが、これは同様に彼自身の現世意識を表現したものであって、そこには現実的な無力感の介在する余地のない楽天性が横たわっている様に思われる。又この意識は願文ばかりではなく江談抄中の「官爵と云ひ、福祿と云ひ、皆文道の徳をもつて経たるところなり。何ぞいはんや才芸名譽の殆ど中古の人に過ぐるをや、と思ひ給ふるところなり。自讚に似たりといへども、また謂なきにあらず。寿命においては七十に及ばん事、近代の有り難き事なり。短寿の類にあらず。顔回は至聖なるも僅かに三十か。よりて世間の事全ら思ふところなし。」(第五)という充足意識と通ずるものがある。

匡房に於けるこの誇張的表現はその昇進の特殊性から来る充足感に裏うちされているものと見做す可く、彼の他の著作の中にも例え老荘的な意味を持つものにせよ厭世的表現は見出し得ない事から謂っても、宗教体験の大きな前提とも言う可き現世的無力感乃至厭世感は殆んど存在しなかったものと思われる。

その様な現世肯定的な位置から出発している彼の宗教意識は既にその出発点から、観学会に集った慶滋保胤等のそれとは異質のものであった事は異とするに足らない。供養会の経営についても「爰白黒之衆相議、欲結構堂舎。

其志有余、其力不足。方今会之故旧、人数不幾。或是散員、或亦無官。何況党結之徒、貧而樂道之人而已。彼專一城者、是使君也。而可起小堂者亦誰人哉。仍牒送如件、乞也察之、分以俸祿之余、充此土木之資。遥報知。願莫輕忽。」(本朝文粹、觀学会所贈日州刺史橋倚平牒)とか、「嗚呼、不聞蚊声成雷、不見狐腋作裘。莫辞官無俸祿、莫尊家太貧窶。唯是力之所任、志之所欲。雖一錢一粒、雖寸鉄尺木、所不亦嫌也。古今有造高堂大館者、寧非旅宿乎。有堆黄金美玉者、又是浮雲也。」(同、觀学会所欲建立堂舎状)という様な觀学会の貧窮ぶりは個人的なものに拘らず匡房には見当たらない。可成り莫大な経済力を背景としたものである事はその信仰の質に関して無関係なものであったものとは思われないし、更に進めて言えばその信仰の厳しさを阻むものともなり、極めて卑俗な位置に止らしめる要素となったものと思われない。實際彼がその願文の中に何を託したかという事はここで当然関心の対象とならなければならぬ。それは、「願令我種族。櫛樟之業無絶。願令我子孫。青紫之位不墜」(般若寺供養願文、康和五年十月二十七日)であるとか、「奉造立等身皆金色薬師如来像一体。為除病席之霧露也。十一面觀音像一体。延命菩薩一体。為免生涯之夭折也」(宇佐宮新堂願文、康和四年)であるとか、「夫以。除病延命之道。莫先於敬神。閑邪避惡之謀。莫過於帰仏。故專清祈。宜蒙玄応者歟。爰弟子旬日以降。霧露屢触。龍作之官雖至貴。嫌未遇播龍之水。二品之爵雖惟高。恨猶隔步二之方。因茲偏仰八幡之宝殿。敬誦十軸之教文。懇懷之深。立令平癒」(自料八幡法樂經供養願文、永長二年正月二十一日)の如くであり、或るものは単に子孫繁栄を祈り、あるものは、病平癒・長寿を願うという現世的慾求を少しも出て居ず、信仰を自己の利益成就の手段としてしか(勿論それは結果においての事であるが)受け止める事が出来なかつた事が読み取れる。右は匡房自身の願文についてその世俗的要素を抽出したのであるが、代作になるとこれ猶一層明瞭な形を執って現われる。

「春秋長富。弟子妻妾子孫。遊福庭。住壽城」(美作土民散位藤原秀隆塔願文、応徳元年二月)

「弟子現則極吾道之官班。倍九々年之齡。当亦託仏海之船筏。登三々品之頂。門楣長栄。妻子共富。

家無犬吠之恐。身逢龍光之恩」(医師俊則堂願文、康和四年十一月九日)

等であり、如何に代作とは云え、之を敢て拒否しない所に作者の主体との交叉を認めない訳にはいかない。如何に観念的に仏教的思惟が彼の身についたにせよ、結局それを宗教的に支えるのは彼自身の内的必然性なのであるから、この強烈な現世意識は彼の宗教的深化を徹底的に妨げたものと云わなければならぬであろう。

それにしても実際に純宗教的所願を託していると思われるものは、

「西方九品之迎。宜垂引撰」(為亡息願文、康和四年六月二十四日)

「伏願三宝。照見寸心。四重九会之諸尊。必垂哀愍納受之引撰。開示悟入之妙文。莫愆決定往生之本懷」(匡房為

妣周忌願文、承徳二年十月九日)

くらいであつて、この場合にしても極めて類型的で少しも厳しい来世欣求に貫かれていない。

我々は大江匡房における宗教意識の立脚点を探ってきたが、彼にあつてはその地点とはやはりこの現世であつて、此処を相對視する超越的地点はついに獲得されなかつたと云う他はない。しかし現世否定をその前提的媒介とする浄土信仰が、これまで考察した彼の現世肯定的信仰態度と如何なる点で交り得るのかは彼匡房の編纂になる「続本朝往生伝」と共に彼の信仰の帰結的問題として考えられなければならない。往生伝記には

「日本往生極楽記」一卷(寛和年間) 慶滋保胤撰

「続本朝往生伝」一卷(康和三年) 大江匡房撰

「拾遺往生伝」一卷（保安四年）三善為康撰

「後拾遺往生伝」三卷（保延二年）三善為康撰

「三外往生伝」（保延年間）沙弥蓮禅撰

「本朝新修往生伝」（仁平元年）藤原宗友撰

等があるが、最初の著者である慶滋保胤と匡房を除いてその伝を明らかにし得ない。ここではその生涯に純粹に宗教的位置を貫いた保胤との比較において、匡房の往生伝編纂の意識、即ちそれが熱烈な信仰に支えられたものであるか否かについて問いたく思うものである。

慶滋保胤は字は能、賀茂忠行の子。家は陰陽を業としたが保胤は夙に其の業を捨てて書生となり、姓を改めて慶滋となし菅原文時に学んだのであるが、才識は日々に進み、試を奉じて登科し、当時に冠絶し、善く文を属した。大内記に任ぜられ、近江掾を兼ねた。資性慈仁にして、篤く仏教を信じ身は朝立つと雖も、志は山林に在って、居宅を営まず、常に人に寓して居たが、六条に地を卜して池亭を構え、自ら記を作り志を述べた。寛和二年遂に剃髪して、名を寂心と改めたが、世に内記入道と称した。増賀に師事し長徳三年東山の如意輪寺に終った。

というのが彼の生涯であるが、更にその信仰については井上光貞氏によると、——彼は承平の頃生れたらしいが、其の著「往生極楽記」の序によると既に少年の頃から阿弥陀念仏を念じて居たらしい。長じて天徳・應和の間には若くして文人の才を謳われたが、康保元年大学寮北堂の学生と共に叡山西坂本に観学会を起した。此の観学会は、僧は法華経を講じ学生は詩を作り、共に念仏して法華の理・往生の観に遊ぶ独自のものであるが爾後二十年間保胤が主催して会を継続したものの様である。然も此の間に彼の信仰は次第に熾烈の度を加えた。恐らく天延の頃から

であろう。彼自ら「行年四十以降、其志弥劇、口唱名号、心觀相好、行住坐臥暫不忘、造次顛沛必於是」(日本往生極樂記、序)と記した。降つて永觀元年又は翌年「日本往生極樂記」の初稿を作った。^{*82}——とある如く、その信仰の純粹さがそのまま、往生意識に支えられて編纂の内的契機になっている。それは亦、觀学会を共に催した、高階積善・橘倚平・大江以言などの下級貴族の宗教意識と無関係ではない。井上氏は更にこれらの中下層の貴族を媒介として浄土教が貴族社会に迎えられ、漸次上層に及んだ事を説いて居られる(前註)。浄土信仰の前提である現世否定の意識が堂上貴族に經驗的に云つても無縁である限り、貴族社会における厭世觀はその社会が根底的に大きく揺いでいない限りに於て下級貴族の現世的無力感を媒介としなければならぬ以上、井上氏の説は誠に当然であると云わなければならない。

これに比して、大江匡房の場合その宗教意識の質は既に保胤に見た様な熱烈な觀想的要素は極めて尠く、下級貴族的という概念では説明出来ないものを持っている。即ちその生涯には厭世的心情を觸発する様な身分的な契機は殆んど見当らない。当時既に貴族社会一般に現世無常の厭世的風潮が底広く支配したとしても、それはあくまでも一般的な事例であつて、匡房個人の場合に僅に觀念的な一般性のそれに支えられたにしろ、深い内面的經驗を持たない限りに於て、結局現世肯定的と言わざるを得ない。であるからその限りでの往生意識も純粹なものであつたとは思われない。但し彼とて東宮学士の時妻を喪い、^{*83}康和四年その子を喪つて居てその願文は惻々として我々の胸を打つものがある。^{*84}また元々彼にしても承保四年宇佐使に任ぜられた時に咆瘡に冒されるところとなり、生死の境をさまよつた事もある。^{*85}しかしこれは人間性一般の問題に還元しうる事であるが、その限りでの現世と来世の觀念的対立と来世の優越がそこから導き出される浄土思想は当然あり得たことである。

それにしても、匡房の場合その漠然とした宗教的契機から云っても、弥陀信仰でなくてはならないという事はない。それに応ずるかの様に彼の場合も道長の如くその信仰は誠に混然としていて、その願文に現われる経の範囲は法華経から般若心経、阿弥陀経、無量義経の多きに亘り、仏像にしても阿弥陀如来をはじめ、釈迦・薬師如来、無量寿仏、観世音菩薩等であり、この雑多性をよく表しているのが病氣平癒祈願の願文である。即ち、「奉図絵釈迦薬師弥陀等如来。普賢文殊観音弥勒大勢地藏虚空蔵宝達薬王龍樹菩薩。毘沙門天王。天台大師等像各一体」(一切経闕卷願文、長治二年七月十二日)とあるを見ても、その中を貫く信仰がどの線にあるのか見当もつかない程である。法華信仰と弥陀信仰の混同は一般に見られるにしても、この雑多性はやはり匡房の宗教的位置の稀薄さと不徹底を物語るものであろう。

従つて「続本朝往生伝」編纂の意識にしても慶滋保胤の様な熱烈な弥陀信仰に支えられた内的な必然から来たものとは相当質を異にしたものと思われ、匡房の信仰に即して考えて見た場合、むしろ浄土教的意識に支えられるより集録的著述意識の方が勝っていたのではないかとも思われる。彼に殆んど体裁を等しくする「本朝神仙伝」の著のある事も暗示的である。その他彼の著したものには時点的色彩が可成り濃厚であるのも注目せられてよい。狐が出没すれば「狐妖記」を物し、田楽が流行れば早く「洛陽田楽記」を作する。又「遊女記」にしても外的な流行に触発されて著した面の強い事は否定出来ない。それは又彼の詩文に意識的誇示的に難解空虚な語彙を書き連ねるのと一脈通ずるものがある。これは或る程度「続本朝往生伝」についても云い得る事ではなからうか。即ち「日本往生極楽記」(寛和年間)、「本朝法華験記」(長久元年)、「今昔物語集」と成立しつつあった伝記的述作の型に己れの才を当てはめて文才を誇示しようとしたのではないかと思われる。それは又「九条年中行事」(「西宮記」)、「小野宮年

「中行事」の後をうけて故実有職の流行を追うかの如く、「江家次第」を選した意識と無関係ではない様な気がする。以上の考えから、我々はこの「続本朝往生伝」を慶滋保胤と同列に純粋な浄土教信仰の所産と見做す事に躊躇せざるを得ない。まして単に往生伝一冊を撰した事から大江匡房における往生信仰を一面的に誇張拡大し、往生伝の編纂を目して「受領層」によって貫かれた反階級的・反貴族的宗教行為であるとする菊池良一氏の見解^{*88}には全く与し得ないものである。

我々は大江匡房における宗教意識の立脚点を、その宗教行為の外面性、それを支える現世的栄耀と充足感、それによって齎される信仰の内面性（観照性乃至思弁性）の希薄さと現世執着的通俗性に求め、それらを前提として彼の浄土信仰の質を「続本朝往生伝」をめぐって考えて見た。

しかし匡房の宗教意識は決して個人的な思惟の決算ではあり得ない事に於いて彼の意識の形成体である貴族社会の問題に還元されなければならない。同時にそれは女性に於ける文学の場合と関連して極めて重大な問題であり、匡房に対する考察の場合も当然そこまで行かなければ結論にはならないものと思うがそれ又今の私の力を越えるものである。

註

第一章

- *1 国史辞典該項。以下経歴については仮に同書を参照した。
- *2 平安遺文、第四卷所収、一三三八、大江公仲処分状案（大江仲子解文）。
- *3 この逸話ばかりではなく実際に

左京五条令解 申立売買家地券文事

合地柴戸主柴丈卷尺肆寸

在左京五条四坊二町西二三四行六七八内

立物屋捌宇 寢殿 廊 雑舎

右件家地。依有物要。限米千七十余石。凡絹二千二百疋。沽却丹波守已畢。仍為後日。

相副本券等。立新券文如件。

永保三年十二月 日

売人文章生藤原

(朝野群載、卷第二十一、雜文上)

沽却 領地事

合卷戸主 東西伍丈柴尺伍寸 南北捌丈柴尺

在左京四条二坊玖町西參肆行北柴捌門内

右件地、元者、親父撰津守藤原朝臣所処分也、伝領之後、経年序矣、而依有要用、限直米佰伍拾斛、沽却伊

賀守藤原朝臣清家、但依有類地不副本券、仍立新券沽却如件

応徳二年十二月 日

買人 周防守後家尼妙智

家司 平為定

売人 大掌大后権大進兼伊賀守(在判)

藤原朝臣

(平安遺文、一一二四五)

等の如く、売人は夫に先立たれた女性とか貧窮(推定)文章生であるに比し買人の方はいずれも受領であるという事は興味深い事実である。

*4 「愚管抄」卷第四「後三条院ノ位ノ御時、公卿ノ勅使タテラレケルニ、震筆宣命ヲアソバシテ、御侍読ニテ匡

房江中納言ハアリケルニ、ミセサセヲハシマシケルニ、ヒガコトセズト云ヨシアソバシタリケル所ヲ、ヨミサシテアリケレバ、イカニイカニヒガ事シタル事ノアルカト仰ラレケルヲ、カシコマリテ申サザリケレバ、タダイヘタダイヘトセメ仰ラレケレバ、「実正ヲモチテ隆方ヲコサレ候シコトハイカガ候ベカラン、ヲボシメシワスレテ候ヤラン」ト申タリケレバ、御顔ヲアカメテ、告文ヲトリテ内ヘイラセ給ヒニケリ（下略）。

* 5 藤岡作太郎著『国文学全史 平安朝編』三六九頁。

* 6 井上光貞氏「藤原時代の浄土教」（歴史学研究）。

* 7 今昔物語集、卷第十九、三河守大江定基出家語第二。

* 8 「可被上啓拳周明春所望事」（本朝文粹、長保四年十一月十四日）。

* 9 今昔物語集、卷第二十四、大江匡衡妻赤染衛門読和歌語第五十一。

* 10 そればかりではなく公事に草した「於尾張国熱田神社供養大般若経願文」にも麗句を書き連ねた挙句「復誓護左府殿下、息災延命、千秋万歳」と道長にへつらい、最後に「我願已満、任限亦満。欲帰故郷之期、今不幾」と結んでいる。

* 11 例えば匡房の文章は江家の信者に精しい音人・定基・為基（以上続本朝往生伝）・挙周・時棟・成衡（以上江談抄）と近親の出て来る中で匡衡だけが黙殺された様に一度も出て来ないのも一つの手懸りではなからうか。

第二章

* 12 「文章得業生は補任後年を経ると文章得業生兼国と称して諸国掾を兼ねることが行はれた。その場合、兼職であるから、遠方の西海道に任じなかった（三槐抄中）」（桃裕行氏「上代学制の研究」二八六頁）。

* 13 諸説あるが今川上多助氏「平安朝の庄園整理政策」（日本古代社会史所収）に依った。

* 14 実政は東宮学士以来の関係で、その親交の様子は十訓抄に記されているが、更に今鏡に「大式さねまさは、東宮の御時の学士にて侍しを、ときなくおはしませば、かまえてまいりよらぬ事にならむと思けるに、さすがいはしくて、かいのかみに侍ければ、かのくによりのほりてまいるまじき心がまえしけるに、くだりけるに、せんせさせ給とて」（卷一すべらぎの上、つかさめし）詩を与えたという情意の交歓はその端的なものである。正家に延久二年の弁官補任に「師賢従正家上臈。而依位階次第可任中弁之由。雖訴申遂無許容。其時正家為地

下人。師賢為五位藏人」とあるをみても今鏡の記事と照応しつつ、その親任の程が伺われるであろう。

- * 15 このような学者層の登用について石母田正氏は「有力な貴族以外のごとくに、その権力の執行者＝官僚を求めるといふ」デスポティズムの法則的な面として説明されている（『古代末期の政治過程と政治形態』一五頁）が、デスポティズムの概念にこだわらないにしても古代国家に於て氏族独占の未だ発生せず、大貴族間の均衡が天皇制を中心に保たれているにしても、それが極めて不安定な時点ではその間隙を衝く様に中小貴族出自の学者官僚が進出している。古くは吉備真備に始まり、伴善男・菅原道真の配流を境としてその可能性が閉止してしまふ。撰関政治の盛期には権力が一元化して官職は藤氏一門に独占されてしまふ事によって群小貴族の進出の可能性が失われる。藤原氏に母系的な関わりを持たない後三条天皇の出現と共に撰関家に内包されていた天皇制が再び権力として独歩するに至る微しを示し始めるに至り権力は二元化し、再び道真以前の如き可能性が芽生えてくる。後三条天皇の学者登用はやはり斯くの如き補強策的意義を帯びていたのであろう。そして一方匡房の政治生活は後三条天皇を除いては考えられない。それは匡衡の場合と比較すると自ずから明らかである。
- * 16 林屋辰三郎氏「院政政権の歴史的評価」（歴史学研究、一四九号）。
- * 17 橋本義彦氏「院政政権の一考察」（宮内庁書陵部紀要、四号）。
- * 18 平安遺文、一〇五八、大政官牒葉師寺（延久三年六月二十二日）、その他一〇六〇（延久三年六月三十日）。
- * 19 林屋辰三郎氏「平安京における受領の生活」（史林、第三十卷三号）。
- * 20 美作守在任中の行状を見ると

承保元年正月二十八日 任美作守（公卿補任）

十一月二十一日 大嘗会主基方屏風作歌

承保二年五月四日 作京極大殿（師実）御八講願文（江都督納言願文集）

承保三年六月七日 作関白（師実）第三度上表

六月十三日 作先帝御願寺天台山金剛寿院供養願文（水左記）

承保四年二月十二日 進易筮勘文（水左記）

四月十七日 夫人の死

七月二十一日 宇佐使たりしも依病改替（水左記）

承保四年十月十五・二十一日、十一月四・十七日、閏十二月一日・二十八日 訪源俊房（水左記）

十二月十五日 師実より六条の地を買う（水左記）

承暦二年四月二十八・三十日 殿上歌合出席（江帥集）

承暦四年八月二十二日 転権左中弁

永保元年五月十八日 為亡室作善、作願文（江都督納言願文集）

水左記は承保四年を除いてこの頃のものはないが、それにしても大体察し得る。しかしとって決して赴任しなかったという訳ではなく、江帥集に「下向美作間、於播磨二見浦、暁聞郭公」と「於難波津、暁聞子鳥」の二首を詠んでいる。

* 21 美作土民散任藤原秀隆塔願文（江都督納言願文集）。

* 22 水左記、承暦四年八月二十九日の条に「今日権左中弁匡房朝臣渡新作小二條云々」という記事があるが、彼の邸宅「二条北、東洞院西にあり」（中外抄、下）というのは此の時の「新作」と思われるが、先の六条の地と謂い、この新作小二条と謂い、美作受領を通じての経済的發展には目覚しいものがある。「京都古図」（仁和寺藏）参照。

* 23 公卿補任で匡房以前に参議になつてゐる貴族を三十人までとると、国司を経てゐるのは藤原実政だけである。

* 24 * 20の表、即ち、匡房の廟堂における文学を中心とする位置、師実との関係、更に訪問を中心とする俊房との関係、そして次の高麗牒符の事を考えれば、この辺の事情は推察がつく。

* 25 これに関しては続古事談が簡要に語つてゐる。即ち

「昔高麗国王悪瘡ヲヤミテ、日本ノ名医雅忠ヲ給ハラント申タリケリ。此事陣ノサダメニ及テ、サマザマニ沙汰アリケルニ、帥大納言経信申云、高麗ノ王悪瘡ヤミテシナム、日本ノタメニナニクルシト云ハレタリケル一言ニ事定リテ、ツカハスベカラズト云事ニナリニケリ。サテ返牒イカゞイフベキトイフサダメニハ、此事エ申トヲサズトイフベシトテ、匡房卿其状ヲカキケルニ、申トヲサヌヨシヲカキオホセズシテ、二度マデカヘサレニケリ。第三度ニ双魚難達鳳池之月。扁鵲何入雞林之雲ト云秀句カキタリケルタビ、メデノ、シリテツカ

ハサレニケリ。後二彼国ノ商人来ケルガ、此句ヲ紳ニ書シテコソキタリケレ。人毎ニカクカキテモタルトナンイヒケル」(第二、臣節)。

* 26 林屋辰三郎氏「平安京における受領の生活」(前掲論文)。

* 27 匡房と俊房との関係は後々まで重要な問題となるのだが、この時点では訪問客が匡房ばかりでなく他の受領も頻りである事から一応林屋氏の説も成立するわけである。しかし匡房は少し後になるが師通に対する如く、俊房の子師頼・師時と学問的に深い関係を結んでいた。その主なものを列記すれば、

① 学問を中心とするもの

「(頼長は)堀川大納言〔源師頼〕に前書とかきこゆるふみうけつたへさせ給へりけり、そのふみは匡房の中納言よりつたはりて、よみつたへたる人かたくはへなるを、この殿そつたへさせ給へりける」(今鏡、巻五ふちなみの中、かさりたち)

「大納言〔師頼〕のつきの御おとうとは、もろときの中納言と申し、その御は、し、うのさい相もとひらのむすめなり、それも詩などよくつくりたまひしなるへし。大くら卿まさふさと申しはかせの申されけるは、この君はしの心えて、よくつくり給とそほめきこゑける」(今鏡、巻七むらかみの源氏、ほりかはのなかれ)

② 一般的なもの

「今日江中納言建立堂於般若辺、被供養云々、経範法務為導師、(中略)多年宿願者、而右兵衛督師頼被行向云々」(中右記、康和四年十月二十四日条) 行向った唯一人が師頼であったことや、「茲夕三条以北町以東有火事、右兵衛督師頼鴨院宅為灰燼、江師匡房卿近日同宿、彼武衛書籍数千卷焼失云々」(永昌記、嘉承二年四月二日条)。この頃の匡房は足疾で「両三年行歩不相叶、仍不出仕」(中右記、嘉承二年三月三十日)で遷宮上卿時代屢々匡房宅を訪れて清談した宗忠などから大宰府不下向の事などで白眼視されていた。晩年死の近く匡房を訪れたという記事が唯一つあるが、それは「参左府〔源俊房〕、仰云、夕方為訪匡房卿欲行向者、而依腹痛更発不向給、下官〔源師時〕申可罷向之由、仰云、汝弟子也、早可行向者、即行向、二禁大事云々」(長秋記、天永二年十月二十五日條)。

これ以上は語られる必要はないと思う。特に天永二年の師時の日乗は俊房父子の匡房に対する通り一遍でない
關係を示しているものと云えよう。

* 28 此処で口実になっている「国のつかさへたる」についていえば、公卿補任によると顕房（近江権守、近江介、周防介）俊房（近江権介、近江権守）といずれも介・権守を経ている。匡房がこの事実を知らなかった訳がないから、この今鏡の記事の信憑性が問題になって来る。しかしこの頃の頻繁な匡房による俊房訪問を考えるなら、この推薦はその方から考えるのではないだろうか。

* 29 「参議要抄」上、年中除日事「読帳事 長房卿抄云」（大日本史料、第三編—十二）。

* 30 「讓位踐祚部類」（柳原家記録十所収）、「為房卿記」応徳三年十一月二十六日條（大日本史料、第三編—十二）。

* 31 「二中歴」二、儒職歴「撰関侍読 後二条殿〔師通〕（中略）匡房、右少弁、（中略）御書始（大日本史料、第三編—十二）。

* 32 「中右記」嘉保二年五月八日条。

* 33 寛治元年四月二日の「為房卿記」に「諸卿参陣僉議、未畢之間、右中弁源基綱朝臣、右少弁同朝臣重資、左少弁藤原朝臣敦宗等、猥以退出、各令進意状者、依仰参内府申此由、即可仰下者、仰史盛伸」とあり、これは退出に関するものだが、同記六月二十一日条には「又先是諸卿除休日之外、可参内之由、以予宣下」というまでになる。

* 34 林屋氏「平安京における受領の生活」（前掲論文）。

* 35 この頃の中右記には

「早旦行向江中納言許、従去年十二月有不例事、近日重悩之由依伝聞、為訪其病所行向也、通命云、病患之体偏雖風病、逐日培増、誠無術之事也者」（正月二十三日）

「早旦行向江中納言許、問所悩安否、依物忌不入門、但頗減氣之由被返答也」（閏正月十日）

「早旦行向江中納言許、（中略）件納言所悩已及数月、雖得平復猶以不尋常者、仍隔物对面也」（二月二十七日）とあるから可成りの重病だったに相違ない。又、此の病平癒の願文は

「敬白 奉書写銀泥妙法蓮花經一部八卷。无量義經一卷。觀普賢經一卷。般若心經一卷。

夫以。除病延命之道。莫先於敬神。閑邪避惡之謀。莫過於歸仏。故專清祈。宜蒙玄応者歟。爰弟子旬日以降。霧露屢触。龍作之官雖至貴。嫌未遇播龍之水。二品之爵雖惟高。恨猶隔步二之方。因茲偏仰八幡之宝殿。敬誦十軸之教文。懇懷之深。立令平癒。然猶大菩薩者。利益衆生之垂迹也。弟子何漏其弘誓矣。一乘經者。種智還年之法味也。弟子豈虛其実語哉。但今日之善根。往年之宿願而已。仰願八幡三所部類眷属。照此棘府。遥授椿齡。敬白。

永長二年正月二十一日弟子從二位行権中納言大江朝臣敬白。」

* 36 匡房は堀河院には特別近く侍った事はない（学士を除いて）から、此の院は矢張り白河院の事であろう。

* 37 林屋氏「院政政権の歴史的評価」（前掲論文）。

* 38 林屋氏「院政と武士」（河出日本歴史講座、原始古代編所収）。

* 39 権任国司は此の頃、ほとんどの参議の兼官になっていているから、これだけをもつてしても、単なる権任国司というだけでは「受領的」である事の裏付けにはならないであろう。

少し時代は下るが「官職秘抄」下に「権守（中下国無権守） 近江越前丹波播磨美作備前備中備後周防伊予讃岐為参議兼国」とあるのはこの時点に符合する。即ちこの頃に於ても既に参議兼国は成立していた。而して大抵の参議は権官を兼ねて居り、その補任国は矢張り上記の十箇国の外に備後が入るくらいであり、大体参議内の持ち廻りであった。であるからこれを称して受領というや殆んどの参議まで受領の範疇に含まざるを得なくなる。匡房も周防・越前は参議兼国である（公卿補任）。

* 40 受領官の職務を帯びながらという限定を附さなければ、それは余りにも一般的な事例で、今更執り上げる理由がない事から。

* 41 師通との関係は挙げればきりが無いが、基本的なものとして

「二中歴」二、儒職歴「撰関侍読 後二条殿（師通）（中略）匡房、右小弁（中略）御書始」
 実際匡房の訪問・侍読・書籍貸与等の記事が師通記に数多く散見する。

* 42 又「江次第は後二条殿の料に匡房卿の作れる所也」（富家語）の関係からもよくうかがえる。
 「受領」と「受領的」である事と「受領層」という極めて似通った表現に或る様異にするものを整理すること

が必要である。即ち「受領」とは地方官（主に国司を中心とした）であり、「受領的」（主に慾望に使うと）という事は平安朝貴族の現実的側面を示すものであるから、それは決して階層に拘泥する問題ではない。そして「受領層」こそ、階級ならぬ階層として撰閣堂上貴族と異なり、地方官を歴任して地方官的要求・立場に政治の主体を置く下級貴族の層としてはつきり捉えられなければならない。であるから「受領層」という規定に関して、或る一人の堂上貴族が地方官を経たとしても、そして結果として「受領的」収奪を為したとしても、矢張り「受領層」という規定に関与しない事も有り得る。匡房の場合も当然その方向から考えられるべきであり、そうすれば階層の問題とは余り関りない事が自ら明らかになる。

又顕房の右大臣推挙とか、俊明に大嘗会御禊節下を命じたのに反対した（尤もすぐ後に「江帥ニマコトニサヤイハレケルカト人問ケレバ、タシカニオボエズ、藏人弁顕隆物イヒアシキ人ナリトナムイラヘケル」とあるが——何れも続古事談、第二、臣節）口実が受領を経ているというのであつた事は、匡房が主観的意識の中では受領の立場を否定していた事を示すものではなからうか。

* 43 林屋氏「院政政権の歴史的評価」（前掲論文）。

* 44 匡房の院政接近については、「受領層」という立場に余り関わりを持たない、もっと一般的な（例えば名譽慾）意慾に還元出来るのではなからうか。これは他の院司個人個人の研究を更に深める事によって何らかの手懸りが得られるかも知れないが、到底及び得なかつた。今後の課題にしたく思う。特に宗忠の院政に対する複雑な位置（接近していながらも批判的である）については宗忠自身を更に具体的に究明すべき課題を我々に与える。

* 45—1 院政の成立について、私の今の勉強範囲では何も云い得ないが、矢張り或る偶然的な事情（一回限りでなく絶えず繰り返される可き）と見做す岩間武夫氏らの見解も今一度ふりかえらる可きではないかの様に思う。即ち「成立」と「存続」の問題は一応区別される可きで、成立の契機は天皇制のもつデスポティクな性格の属性として常には生まれられていながら、それが或る一定の段階に於いてのみ存続し得たという事にはじめて受領層の意義を認める可きではなからうか。林屋氏の場合にはこの「受領層」の意義を過大に評価しすぎて、すべてそこから説明しようとする事から来る「成立」と「存続」の混同、更に「存続」の条件から「成立」を逆に説明しようとする意図がうかがわれる。それは匡房の評価にはつきり現われている事を我々は既に見て来た。受領

層に「成立」の主目的条件を求めようとする場合は、しかし、あくまで、実際の政治過程での権力（たとえ無力化しているにせよ）への接近の道程が更に分析されなければならないと思う。匡房の場合にしても、そういう間接的媒介の位置を持ったという事は考えられる（顕季との親交関係など）。しかしこれに関しては積極的意見を述べるには具体性を欠くので他日に期したい。

*45—2 例えば「後の二条のをとゞ〔師通〕こそ、おりゐの御かどの門に車たつやうやはある、などのたまはせけれ」（今鏡、卷一すべらぎの中、もみぢのみかり）であるとか、「国司密々皆実所被立也、嘲哂無極、受領八年任巡不被留云々」（後二条師通記、寛治七年三月三日）の如き不満、更には「受領未済以前重任」を不可となし、院と対立する（同、永長元年二月三日・五日・六日条）如きに、師通の立場が読み取られ得よう。

*45—3 東宮学士が如何なる親和性を天皇に持つかは、早断を下しかねる。

*46 院政成立前後の御幸を見るに
承保三年六月十三日 金剛寺院 寛治元年五月十九日 宇治平等院

十二月十八日 法勝寺 寛治二年二月二十二日 高野山〔匡房ノススメニヨル〕
（紀伊国統風土記）

寛治三年十二月二十二日 近江彦根山西寺

承暦元年十二月十八日 法勝寺

寛治四年一月十二日 熊野〔奉行人匡房〕（大峯縁起）※

承暦二年十月三日 法勝寺

寛治五年二月十一日 日吉社〔匡房為勅使〕（師通記）

二月十七日 高野山

十二月十七日 熊野御塔供養〔願文匡房作〕

（江都督納言願文集）

永保元年十月十四日 石清水八幡 寛治六年七月二日 金峰山〔願文匡房作〕

永保二年十一月二十七日 仁和寺 寛治七年三月二十日 春日社〔匡房随従〕

永保三年十月一日 仁和寺

嘉保元年・二年 ナシ

永長元年 ナシ

承德元年・二年 ナシ

康和元年・二年・三年 ナシ

※「熊野権現金剛藏王宝殿造功日記 二月十一日」

(辻善之助編『大日本年表』による)

右に見る如く圧倒的に院政成立期に集中している。院政前とでは規模を全然異にするし、又初期には毎年行われたものが嘉保以後全然行われないのも興味深い。

* 47

右の寛治年中の御幸に於ける匡房の役割を見た場合それは当然云い得るであろう。二年の高野山を勧めた事など匡房の役割として極めて暗示に富むものである。実季、顕季、仲実、匡房、師忠の五人の別当の中で考えてみても矢張り匡房の役割はそういう意味に於て決定的であつたろう。他の四人で少し目立つ顕季が、学才なしとて参議に列し得なかつた(今鏡)事があるという程度に至つて匡房への依存は不動であつたに違いない。しかし院との結びつきは顕季に於て本質的なものがある事は院政の進行過程で明らかになつて来る。即ち初期の院政に於ては顕季的なものと匡房的なものとがからみ合つてゐるという事を私は指摘したい。匡房的なものを更に裏付ければ、一般的な位置としては寛治三年の「御元服式作者」に「匡房卿作之、雖非文章博士紀伝博士、不可及他人之故也」とあるのは見逃せない。更に廟堂に於ては「参議中無執筆人、是左大弁被籠院御精進」(中右記、寛治六年六月三日)であり院中なら尚更「御仏名之次有明年行幸定、(中略)院司上臈権大納言家忠卿奉之、江中納言書定文、院司之公卿中無書定文之人歟、但納言書定文条、未有比例也、至有別仰非此限云々」(中右記、寛治八年十二月二十三日)。ここにはつけ加える可きものはない。

* 48

「後」一条師通記 永長元年正月六日、四月八日、「中右記」六月三日。

* 49

「後」一条師通記 永長元年二月十一日条に(裏書)「入夜江中納言伏見間院仰書一紙持来、可有此定、大略見於件文」とある。

* 50

この過程は* 46 * 47と関連して更に具体的に考えられなければならないが、白河院政の展開の中で当然斯くの如きはその後期の性格から考え得る。この段階については参照すべき研究がなかつた。

* 51 大宰府帰洛以後、白河院とは式次第作成、諮問、答申の外は殆んど関係を持たなくなる事には無関係でないのではなからうか。

* 52 ※欠——校訂者注。

* 53 「三善清行意見封事十二ヶ条」、請減五節妓員事（本朝文粹）。

* 54 国史辞典該項、桜井秀博士。

* 55 「已刻許参院、奏覽立太子并親王宣旨、仰云、早可経内於御覽、又可有改元之由、江中納言所申云也、件条可取御景色、立太子親王宣旨条、且又可随御氣（色）者、参内奏件旨、御返事云、件条々尋吉例可准事歟、但汝行向匡房卿家、且又可尋問者、帰参院申御返事、仰云、早行向江中納言許、可尋問、件卿有所勞不出仕也、午時許行向江中納言一条亭、以院仰旨相尋之、…」（中右記、康和五年二月二十六日）。

* 56 「夫木和歌抄」八、夏部二鵜河、「長治元年六月、匡房卿家歌合」。

* 57 「中右記」長治三年七月二日、十四日、十八日。「殿曆」同二十五日。

* 58 「朝野群載」三文筆、依病祈平癒祭文。

* 59 「為帥不赴任之間、過五ヶ年也」（中右記、天永二年十一月五日条）。

* 60 「石清水文書」一、八幡宮寺告文部類一。

* 61 「茲夕三条以北町以東有火事、右兵衛督師頼鴨院宅為灰燼、江帥匡房卿近日同宿」（永昌記、嘉承二年四月二日条）。

* 62 「江都督納言願文集」八幡御塔願文（天永元年八月八日）。

* 63 「玉葉」文治三年。

* 64 「江談抄」第五、詩事。

第三章

* 65 「江都督納言願文集」没後料願文（天永二年十二月十八日）。

* 66 匡房と藤原通俊は共に同じ頃、白川院に仕え歌の達者としては当時の双璧であった。白川院自身「我ハ能職事共仕タル者也、通俊匡房ナドハ近古之名臣也」（古事談、第一、王道后宮）と並び誇示し、匡房・通俊自身も

常に対立者・競争者として意識していた。「八雲御抄」六、用意部、第六によくよく思惟すへき事、「袋草子」二、雑談歌合事（共に大日本史料、第三編―十二）。

* 67 寛治七年八月二十六日、高階為家は興福寺と争つて、衆徒の蜂起の爲土佐に流されている。「後二条師通記」八月二十六・二十七日。

* 68 「中右記」長治二年八月二十七日条。

* 69 「中右記」永長元年四月八日。

* 70 藤原道長と争つて敗れ、大宰権帥に貶められた藤原伊周が長徳二年秋、母の病を聞いて逃げ帰つて西京に匿れて居たのを追い帰した（栄華物語・公卿補任）。

* 71 石井進君の指摘に依る。

第四章

* 72 西岡虎之助「中古における宇佐神人の活動」（史林十三―三）。

* 73 「太政官符 大宰府 応依代々例、観世音寺領管肥前杵嶋郡中津庄事」（平安遺文、一七一九）中に「右、件庄者、参議権帥在原卿、以去延喜十年之比、被加寄給之後、経一百六十三箇年之間、既為寺家領、全无国司之妨、而以去延久年中、後三条院御宇之時、被停廢寛徳以後新立庄箇之刻、彼時国司被件官符、妄致収公、寺家之愁尤此事」（天仁三年三月三十日）というのが見える。

* 74 「序 定造観世音寺五重塔行事」（承徳三年九月二十二日）（平安遺文、一四〇八）。

* 75 「太政官符 大宰府 応任先符旨、令宰府催造観世音寺五重塔事耆基事」（平安遺文、一四一八）。

* 76 「太政官符 大宰府 雜事式拾箇条内」（嘉承元年五月二十五日）（平安遺文、一六五七）。

* 77 安楽寺に關しては国史辞典「安楽寺領」項。即ち「平安時代末期までに数十町乃至百数十町の莊園三十二箇所に及び、その所領は宇佐八幡と共に九州の双壁であった」（竹内理三氏）。

宇佐八幡については黒木重敏「宇佐宮の社領經營について」（史学研究一一集）。

* 78 西岡氏前掲論文。

* 79 「大宰府政所牒案」中に「欲被弁申子細、観世音寺三綱等訴申、当寺所司不決理非、發遣神人等、令徵碓井封

内造寺村葎桑直事」(永長二年六月二十五日)(平安遺文、一三七五)とある。同じく「筑前国天満宮安楽寺留守所牒案」(永長二年六月二十六日)(平安遺文、一三七八)。その他平安遺文一三七九・一三九五・一三九六等。又宇佐宮と安楽寺の弥勒寺を介しての対立は西岡氏前掲論文。

- * 80 「大宰帥藤原伊房施入状写」(寛治五年六月十七日)(平安遺文、一二九五)。
- * 81 「大宰府政所牒写」(康和三年十月三日)(平安遺文、一四五四)。
- * 82 井上光貞氏『藤原時代の浄土教』。
- * 83 「為亡室四十九日願文」(江都督納言願文集、承保四年六月二十四日)。
- * 84 「為亡息願文」(同、康和四年六月二十四日)。
- * 85 水左記、承保四年七月二十一日。
- * 86 橋川正氏『法華信仰と弥陀信仰』。
- * 87 武田政一氏の御指摘による。
- * 88 菊池良一氏「院政期往生説話」(文学、昭和二十九年二月号)。

あとがき

本文は昭和三十年東京大学文学部国史学科の卒業論文である。基本的に論旨を変えず、史料を原文に当って補修する役割りを中央大学文学部国史学科の緒方公紀君が引き受けて下さったことに感謝したい。当時この方面には専門家はいなかったが、史料編纂所の玉井竹二教授が大日本史料で平安時代を担当して居られ、大変お世話になった。併せて謝する次第である。

若書きで思慮の足りなかった部分も多々眼につくが、いずれ別の機会に今日的テーマとして改稿してみたいと思っている。